第二期

熱海市子ども・子育て支援事業計画

~あたたかく たのしく みんなで子育て あたみ~

> 令和2年3月 熱海市

目 次

第	章計画の概要	
1 2 3 4	計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. З
第	2章熱海市の現状と課題4	
1 2 3 4	人口等の推移について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 10
第	3章計画の基本的な考え方38	
1 2 3 4	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 38 · 39 · 40 · 41
第	4 章施策の展開44	
1 2 3 4	幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み及び提供体制の整備・・・ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の整備・・・・・・ 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容・ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う 施策との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 49
5	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な 雇用環境の整備に関する施策との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 67
6 7	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保・ その他の子育て支援事業(次世代育成支援行動計画を引き継ぐもの等)・・・・	
第	5章計画の推進に向けて76	
1 2 3	計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 76
$\overline{}$		

参:	考資料	··77
1	熱海市子ども・子育て会議条例・・・・・	

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、就労、結婚、出産、子育てについての価値観が多様化し、急速な少子化・核 家族化が進行する中で、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加、地域社会との希薄化などによ り、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある家庭における子どもたちへの貧困の 連鎖なども深刻な社会問題となっています。

このような社会情勢の中、国においては平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども子育て支援新制度」をスタートさせました。

熱海市においては、平成27年度から5年間を計画期間とする「熱海市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「あたたかく たのしく みんなで子育て あたみ」の基本理念のもと、「あたたかいサポート」、「たのしく育ち、育てる子どもたち」、「みんなで、地域で、まちづくり」の3つの基本方針を掲げ、子育て支援施策を展開してきました。

こうした中、「熱海市子ども・子育て支援事業計画」は令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き、計画的に子育て支援施策を推進するとともに、ひとり親家庭等自立支援対策、子どもの貧困対策を含めた第二期計画を策定し、子どもたちの健やかな育ちを実現するため、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してまいります。

【子ども子育て関連3法】

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法 の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

2 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法・第2条(基本理念)を踏まえ、同法第61条の規定と、次世代育成支援対策推進法・第3条(基本理念)を踏まえ、同法第8条の規定に基づきすべての子どもと子育て家庭を対象に熱海市が今後、推進していく施策の目標や方向性を定めたものです。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の「自立促進計画」、国の子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条から第14条における地方公共団体が行う支援について、熱海市の施策を盛り込んだものです。

熱海市子ども・子育て支援事業計画



- → 子ども・子育て支援法第61条
 - 「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ◆ 次世代育成支援対策推進法第8条 「市町村行動計画」
- ◆ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条 「自立促進計画」
- ◆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条
 - ~ 第14条における地方公共団体が行う支援

3 計画の期間

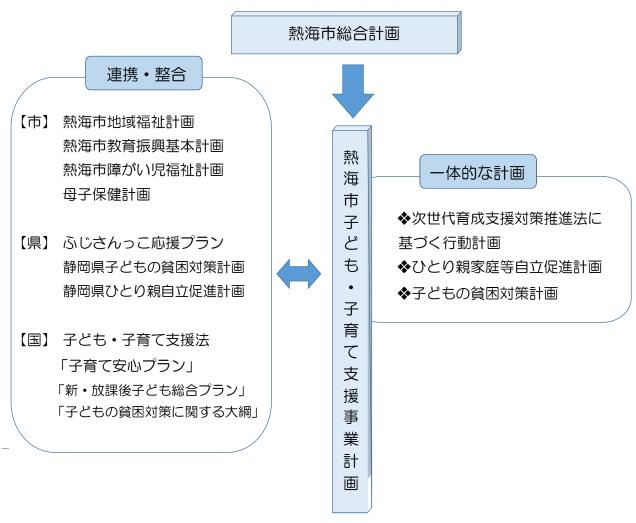
第二期熱海市子ども・子育て支援事業計画(以下、「本計画」という。)は、第一期熱海市子ども・子育て支援事業計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

平成27年度	~令和元年度	令和	2年度	令和3	年度	令和4年度	令和	5年度	令和6	年度	令和7年度~令和11年	‡度
第1期計画	画推進期間	第	2	期	計	画	推	進	期	間	第3期計画推進期間	間
計画実施進捗管理	次期計画 策定準備	計	画実施	· 進捗管 ³	理	中間年度 見直し	{ -	ニーズ 査実施	次期記		計画実施・進捗管理	Ē

4 計画の位置づけ

本計画は、国及び県の基本指針などを踏まえ策定するもので、「熱海市総合計画」を上位計画とし、「熱海市地域福祉計画」や「熱海市教育振興基本計画」などの関連計画との整合・ 連携を図り、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進していきます。

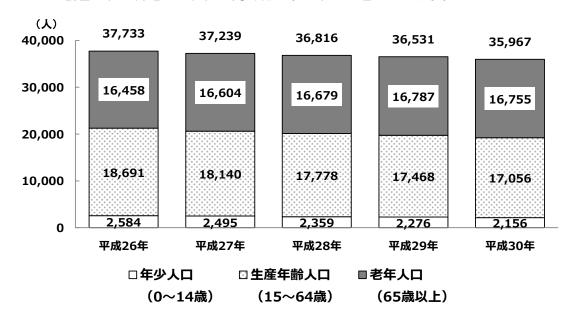


第2章 熱海市の現状と課題

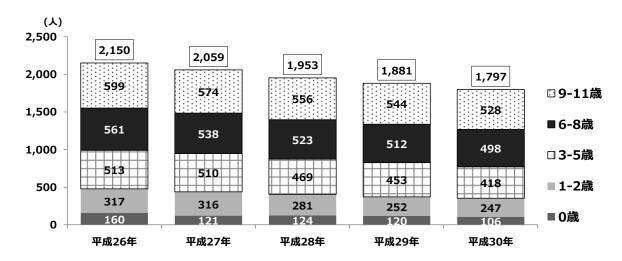
1 人口等の推移について

(1) 人口の推移(住民基本台帳・各年10月1日現在)

- 年少人口が平成 26 年から平成 30 年までの間で 428 人減少し、全体に占める割合は 0.85%減少しています。児童人口の0歳児は平成 26 年から平成 30 年までの間で減少 しています。平成 30 年には 106 人となっています。
- 〇 老年人口は平成 26 年から平成 30 年までの間に 297 人増加しました。ただ、全体に占める割合は約 3%増加し、少子高齢化はゆるやかに進んでいます。

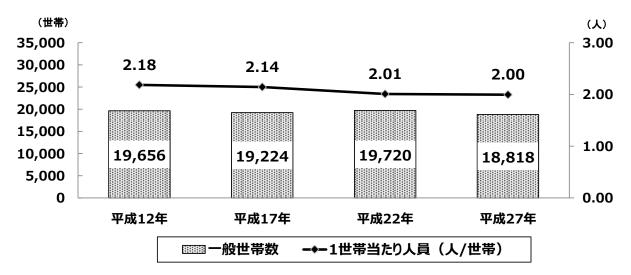


■児童人口の推移(住民基本台帳・各年10月1日現在)



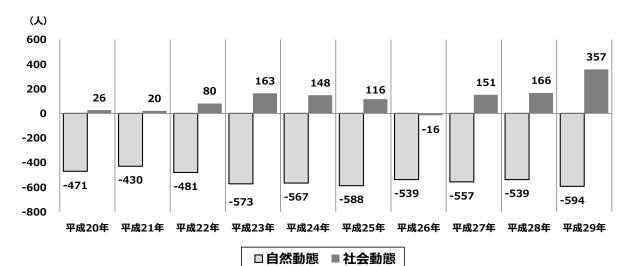
(2) 世帯の状況(資料:国勢調査)

- 〇 世帯数は平成 12 年以降、減少傾向にあります。1 世帯当たり人員は減少しており、核家族化が進んでいると推察されます。
 - ■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



(3) 人口動態(資料:厚労省・人口動態統計、熱海市統計)

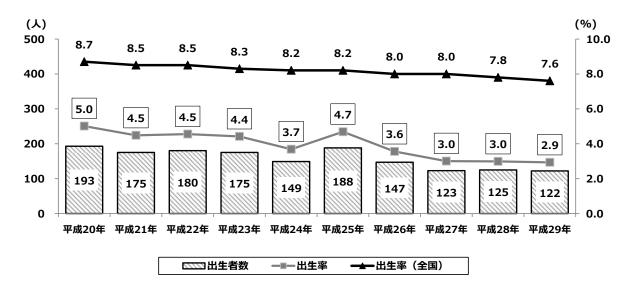
- 〇 自然動態(出生数-死亡数)は、平成 20 年以降マイナスとなっています。死亡数が出生数を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっています。
- 社会動態(転入数一転出数)は、平成20年以降おおむね増加となっていて、平成26年のみ転出が転入を上回りマイナスとなっています。自然動態を上回る人数ではなく、人口を増加させる要因にはなっておりません。
 - ■自然動態・社会動態の推移



(4) 出生の状況(資料:厚労省・人口動態統計、熱海市統計)

○ 出生数は、平成 20 年以降減少と増加を繰り返しています。全体的な傾向としては、ゆる やかに減少傾向となっています。また、人口千人当たりの出生率は、全国平均を下回って います。

■出生数の推移

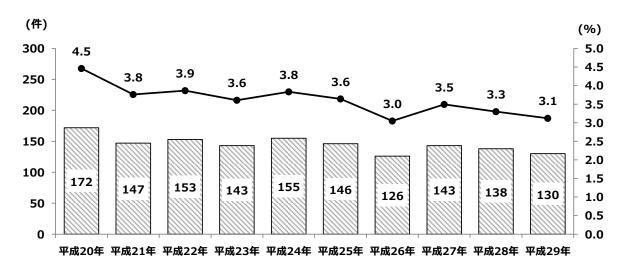


2 統計資料からみた現状

(1) 婚姻・離婚の状況(資料:厚労省・人口動態統計、熱海市統計)

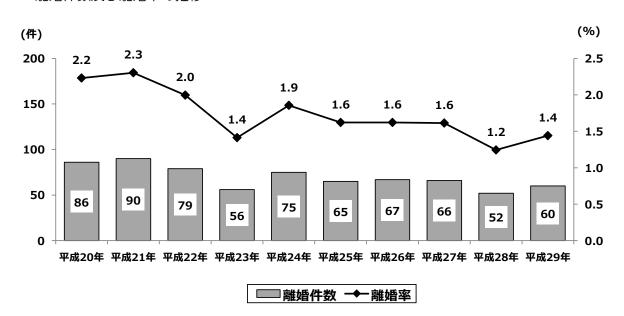
- 婚姻件数、婚姻率は、平成 20 年以降減少と増加を繰り返しています。全体の傾向としては、 ゆるやかに減少傾向にあります。婚姻率は 3.0~4.5%の間で推移しています。
- 離婚件数は、平成 20 年以降減少と増加を繰り返しています。離婚率は 1.2~2.3%の間で推移しています。

■婚姻件数及び婚姻率の推移



◯◯◯婚姻件数 ━━婚姻率

■離婚件数及び離婚率の推移

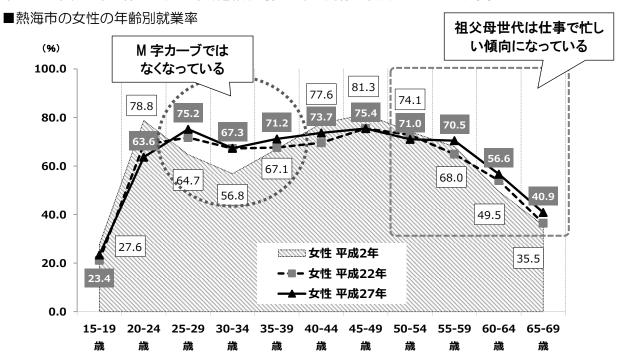


※婚姻率と離婚率に関しては、千人当たりの比率になります。

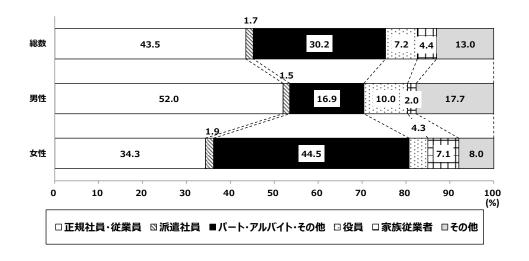
(2) 就労の状況(資料:国勢調査)

熱海市における 25 歳~39 歳の子育て世代の女性の就業率をみると、平成 27 年の 25~29 歳では 75.2%、30~34 歳では 67.3%、35~39 歳では 71.2%であり、平成 2 年と平成 27 年を比較すると 25 歳~39 歳の世代で、増加している傾向がみられます。

また、子育て世代の祖父母世代に当たる50~64歳代をみると、平成27年の50~54歳では71.0%、55~59歳では70.5%、60~64歳では56.6%であり、こちらの年齢世代でも増加している傾向となっています。全体的な傾向でいうと、年齢別就業率のグラフが台形に近い傾向となっており、日本全体の女性の年齢階級別労働力率と同様の状況を示しています。



- 就業者の従業上の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が5割強を占め、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が最も多く、次いで「正規社員・従業員」、「家族従業者」となっています。
 - ■従業上の地位別従業者数の割合(平成27年国勢調査)



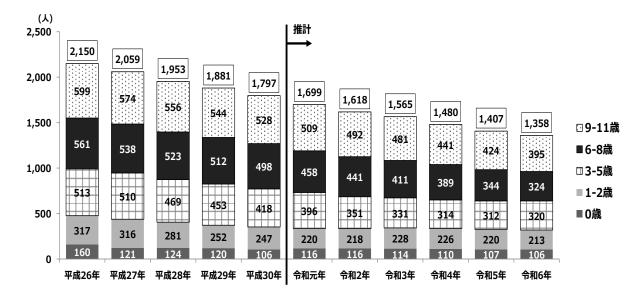
(3) 子ども数の推計について

令和6年までの子ども数の推計結果は次の通りです。 $0\sim5$ 歳、 $6\sim11$ 歳は微減傾向と見込まれ、子ども数全体では、ゆるやかに減少傾向と推計されます。

平成 26~30 年(各 10 月 1 日現在)の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿った コーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去4区間の幾何平均値を使用し、出生率は過去4区間の経年変化(トレンド)で推計をし、計算しています。

		実績	(各年10月	1日)		推計(各年4月1日)						伸び率
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	(H30-R6)
0歳	160	121	124	120	106	116	116	114	110	107	106	0.0%
1歳	157	163	124	132	118	106	116	116	114	110	107	-9.3%
2歳	160	153	157	120	129	114	102	112	112	110	106	-17.8%
3歳	171	153	147	160	119	126	111	99	109	109	107	-10.1%
4歳	185	175	148	145	154	117	124	109	97	107	107	-30.5%
5歳	157	182	174	148	145	153	116	123	108	96	106	-26.9%
6歳	180	157	184	171	145	144	152	115	122	107	95	-34.5%
7歳	201	182	157	186	170	146	145	153	116	123	108	-36.5%
8歳	180	199	182	155	183	168	144	143	151	114	121	-33.9%
9歳	193	178	196	182	152	180	165	141	140	148	112	-26.3%
10歳	204	191	171	195	180	150	178	163	139	138	146	-18.9%
11歳	202	205	189	167	196	179	149	177	162	138	137	-30.1%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (H30-R6)
0歳	160	121	124	120	106	116	116	114	110	107	106	0.0%
1-2歳	317	316	281	252	247	220	218	228	226	220	213	-13.8%
3-5歳	513	510	469	453	418	396	351	331	314	312	320	-23.4%
小計	990	947	874	825	771	732	685	673	650	639	639	-17.1%
6-8歳	561	538	523	512	498	458	441	411	389	344	324	-34.9%
9-11歳	599	574	556	544	528	509	492	481	441	424	395	-25.2%
合計	2,150	2,059	1,953	1,881	1,797	1,699	1,618	1,565	1,480	1,407	1,358	-24.4%



3 教育・保育及び地域子育て支援事業の現状

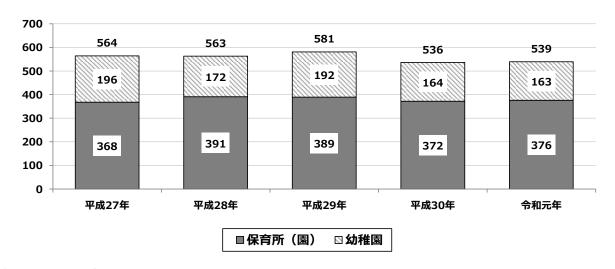
(1)熱海市における保育サービスの状況

① 利用児童数の推移

幼稚園利用児童数は、平成 27 年から令和元年の間で 196 人から 163 人に減少しています。一方、保育ニーズ利用児童数は、平成 27 年から令和元年の間で、368 人から 376 人と増加しています。

全体では、平成29年に若干増加しましたが、ゆるやかに減少傾向です。

■幼稚園及び保育所(園)の利用児童数の推移

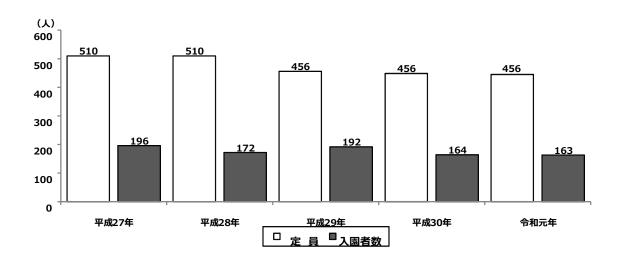


② 教育ニーズの利用状況

幼稚園入園者数は、平成 27 年から平成 28 年まで減少し、平成 29 年は若干増加しましたが、その後平成 30 年以降は横ばい傾向となっています。

定員数は、平成27年510人、年々減少し令和元年456人となっています。 令和元年の入園者数は、定員の3割強となっています。

■幼稚園の定員数、入園者数の推移

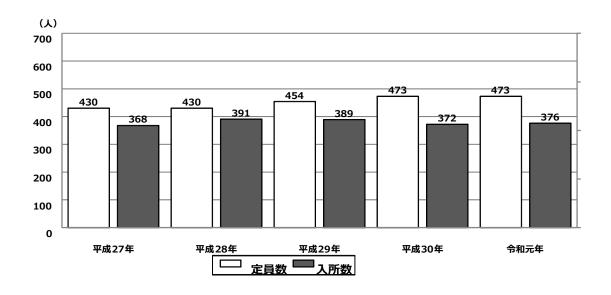


③ 保育ニーズの利用状況

保育園入所(園)者数は、平成27年から平成28年まで増加し、平成29年以降若干減少傾向にあります。全体的には平成27年から令和元年の間で、若干増加傾向にあります。

定員数は、平成 27 年から令和元年まで年々増加し、令和元年は 473 人となっています。 定員に対する入園者数は、平成 27 年は8割強でした。令和元年約8割となっています。

■保育園の定員数、入所(園)者数



④ 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て事業計画の法定 10 事業の実施状況についてまとめます。

❖ 時間外保育事業(延長保育・休日保育)

通常の開所時間(11時間)を超えて、さらに延長して保育を行ったり(延長保育)、日曜日・祝日にも保育を行ったりする(休日保育)サービスです。

【延長保育の実施状況】

利用者数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度
公立保育園 2 園	112	78	49	36
栄光中央保育園	390	407	491	382
多賀保育園	1,474	1,778	1,174	1,191
富士保育園	377	518	475	446
栄光さきみ保育園	-	_	54	322

◆ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者の就労等により昼間留守等になる家庭の児童を対象に、放課後等における児童の 安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

【実施か所】市内7箇所で実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定員数(人)	301	355	355	355
登録人数(1年生)	77	62	78	73
(2年生)	57	68	58	68
(3年生)	76	64	41	57
(4年生)	36	41	13	58
(5年生)	16	21	16	
(6年生)	10	13	3	22
登録児童数計	272	269	209	302

❖ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設、または、乳児院において子どもを一定期間(原則として7日以内)、一時的に預かるサービスです。

(第1期計画の実績) 実施していません。

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間、または、休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

(第1期計画の実績) 実施していません。

❖ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳幼児がいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育 て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を 行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問家庭数	154	124	136	120

◆ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある 家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行い ます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象児童数 (O~18歳)	3,854	3,702	3,505	3,397
対象者数(人/年) ※	28	13	19	24
発生率	0.7%	0.3%	0.5%	0.7%

[※]対象者数は要保護児童対策地域協議会の登録児童数

◆ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

育児不安等の解消及び児童の健全育成を推進するセンターです。子どもたちの健やかな成長と、お父さんお母さんが楽しく子育てできるよう子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。

【地域子育て支援センター】親子ふれあいサロン、南熱海子育て支援センター(多賀保育園内) 熱海子育て支援センター(栄光熱海中央保育園内)、

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (人/年)	8,351	9,023	8,142	8,644
実施か所数	3	3	3	3

◆ 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所に預けることができるサービスです。

●利用者数(人/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園型 (幼稚園)	91	208	167	371
幼稚園型以外 (保育園等)	765	265	265	161

◆ 病児・病後児保育事業(体調不良型)

保育中に体調を崩してしまった乳幼児を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (人/年)	_		468	344
実施か所数	1	2	4	4

◆ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) 小学生対象

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数(人/年)	27	0	2	1

◆ 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健康診査)

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、 基本健診 14 回を公費負担します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数(人/年)	154	124	136	119

4 子ども・子育て支援に関するアンケートの結果概要

(1)調査の目的

子ども・子育て支援法第61条第4項、5項において、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「子どもの数や施設・事業の利用に関する意向その他の事業の勘案」「子ども及び保護者の置かれている環境その他の事情の把握」が求められています。

そのため、潜在的な教育・保育の需要を把握するとともに、子育てがよりしやすくなるための事業や課題、既存の取組への評価、要望などを把握するためにニーズ調査を行いました。

また、テーマに沿った保護者の回答傾向を把握し、課題の有無を明らかにして、個々の施 策や事業等の方向性の参考にすることにします。

(2) 調査対象・配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯	705票	508票	72.05%
小学生児童のいる世帯	796 票	637票	80.02%

(3) 調査結果の見方

- ○「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。
- ○「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数(該当質問においては該当者数)を 100%として算出し、本文及び図表の数字に関してすべての小数第 2 位以下を四捨五入し、小数第 1 位までを表記します。このすべての割合の合計が 100%にならないことがあります。また、複数回答(2 つ以上選ぶ問)の設問ですべての割合の合計が 100%を超えることがあります。
- 図表中の「O.O」は四捨五入の結果、または回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。
- グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。
- 有効回答数とするため、無回答は除外して集計をしています。

●テーマに沿ったアンケート回答傾向の把握について

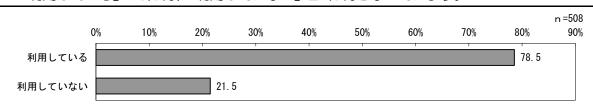
- ■テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について
 - → 今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげる。
- ■テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について(社会参加・地域交流について)
 - → 子育て支援ネットワークの構築と地域共生社会への道筋につなげる。
- ■テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について
 - → 計画、施策の成果(アウトカム)ととらえて評価し、今後の取組検討につなげる。
- ■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について
 - → 相談先や相談相手の傾向を把握し、情報提供の手段や方法、今後の取組検討につなげる。

テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

●就学前児童の保護者

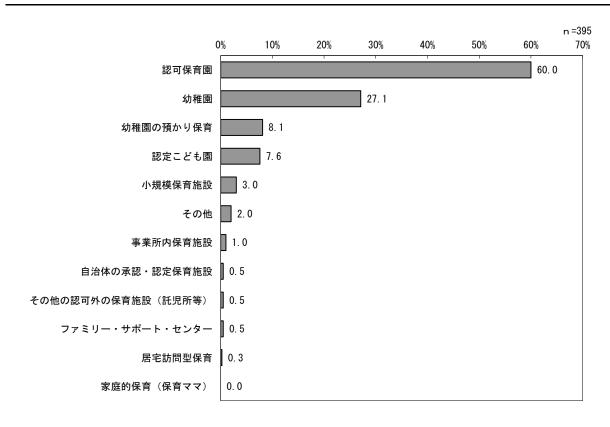
問 13 お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか

「利用している」78.5%、「利用していない」21.5%となっています。



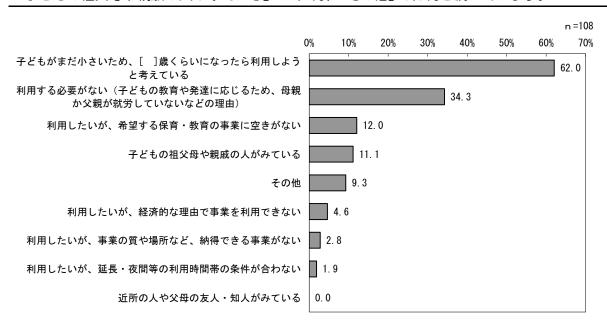
問 13-1 お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか

「認可保育園」60.0%で最も多く、次いで「幼稚園」27.1%、「幼稚園の預かり保育」8.1%、「認定こども園」7.6%、「小規模保育施設」3.0%と続いています。



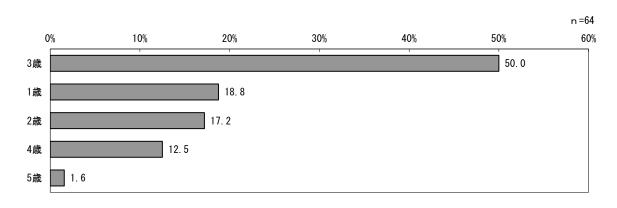
問 13-2 利用していない理由は何ですか

「子どもがまだ小さいため、[]歳くらいになったら利用しようと考えている」62.0%で最も多く、次いで「利用する必要がない(子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由)」34.3%、「利用したいが、希望する保育・教育の事業に空きがない」12.0%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」11.1%、「その他」9.3%と続いています。



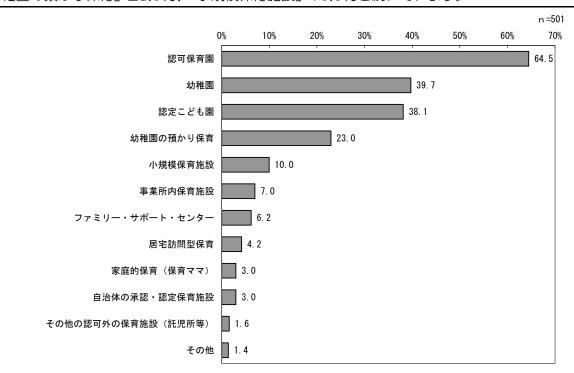
問 13-3 何歳くらいになったら利用しようと考えている年齢

「3 歳」50.0%で最も多く、次いで「1 歳」18.8%、「2 歳」17.2%、「4 歳」12.5%、「5 歳」1.6%と続いています。

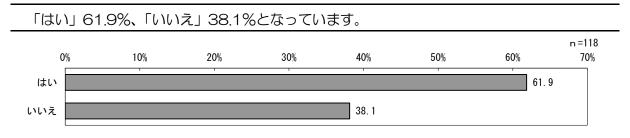


問 14 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業 として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください

「認可保育園」64.5%で最も多く、次いで「幼稚園」39.7%、「認定こども園」38.1%、「幼稚園の預かり保育」23.0%、「小規模保育施設」10.0%と続いています。



問 14-1 特に幼稚園(幼稚園の預かり保育含む)の利用を強く希望しますか。あてはまる番号 1つに〇をつけてください



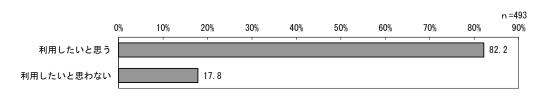
問 14-2 認定こども園の幼稚園部、保育園部どちらの利用を強く希望しますか

「認定こども園の保育園部」62.7%、「認定こども園の幼稚園部」37.3%となっています。



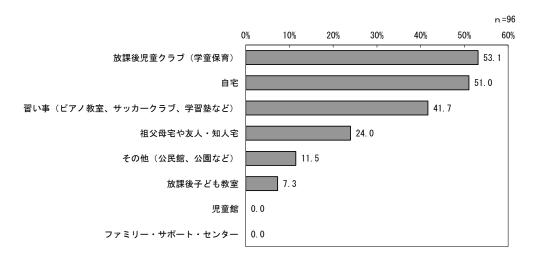
問 14-3 保育園や認定こども園など(幼稚園は含まず)の 0~2歳児の利用料について無償化、あるいは、利用料の減額がされた場合、無償化等を理由として保育園や認定こども園など (幼稚園は含まず)を利用したいと思いますか

「利用したいと思う」82.2%、「利用したいと思わない」17.8%となっています。



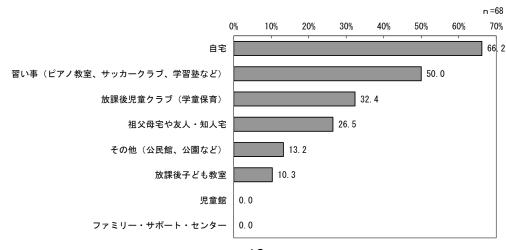
問24 平日の放課後を過ごさせたい場所/低学年

「放課後児童クラブ(学童保育)」53.1%で最も多く、次いで「自宅」51.0%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」41.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」24.0%、「その他(公民館、公園など)」11.5%と続いています。



問24 平日の放課後を過ごさせたい場所/高学年

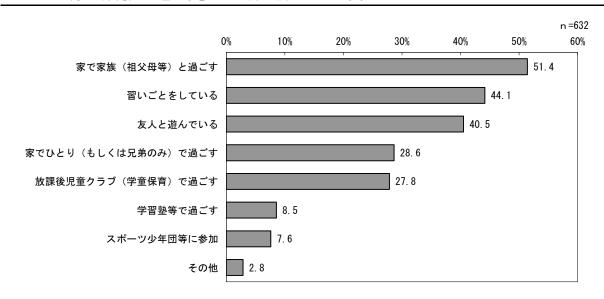
「自宅」66.2%で最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」50.0%、「放課後児童クラブ(学童保育)」32.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」26.5%、「その他(公民館、公園など)」13.2%と続いています。



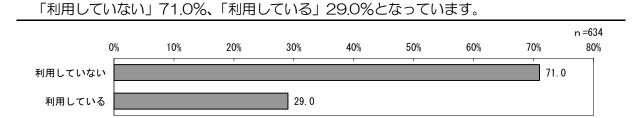
●小学生児童の保護者

問 14 お子さんは放課後どのように過ごしていますか

「家で家族(祖父母等)と過ごす」51.4%で最も多く、次いで「習いごとをしている」44.1%、「友人と遊んでいる」40.5%、「家でひとり(もしくは兄弟のみ)で過ごす」28.6%、「放課後児童クラブ(学童保育)で過ごす」27.8%と続いています。

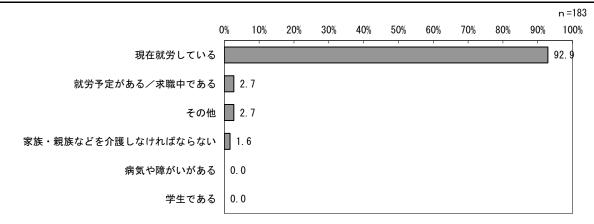


問 15 現在、放課後児童クラブ(学童保育)を利用していますか



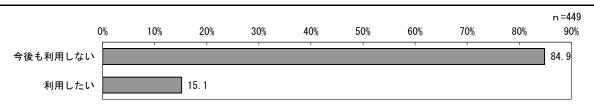
問 16 (2) 放課後児童クラブ(学童保育)を利用しているおもな理由は何ですか

「現在就労している」92.9%で最も多く、次いで「就労予定がある/求職中である」2.7%、「その他」2.7%、「家族・親族などを介護しなければならない」1.6%と続いています。



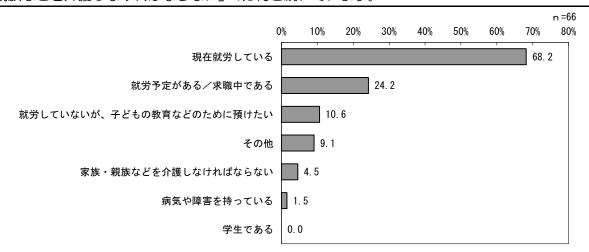
問 17 お子さんについて、今後、放課後児童クラブ(学童保育)を利用したいとお考えですか

「今後も利用しない」84.9%、「利用したい」15.1%となっています。

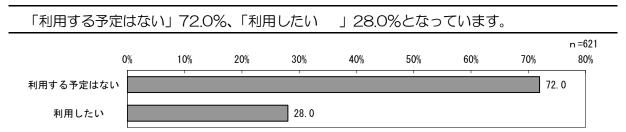


問 17-2 今後、放課後児童クラブ(学童保育)を利用したいおもな理由は何ですか

「現在就労している」68.2%で最も多く、次いで「就労予定がある/求職中である」24.2%、「就労していないが、子どもの教育などのために預けたい」10.6%、「その他」9.1%、「家族・親族などを介護しなければならない」4.5%と続いています。

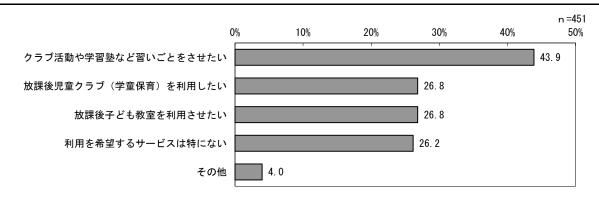


問 18 網代小学校で実施されている放課後子ども教室を将来、利用したいと思いますか

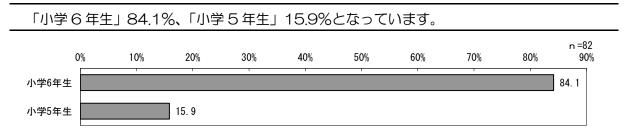


問 19 5年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか

「クラブ活動や学習塾など習いごとをさせたい」43.9%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)を利用したい」26.8%、「放課後子ども教室を利用させたい」26.8%、「利用を希望するサービスは特にない」26.2%、「その他」4.0%と続いています。



問 20 放課後児童クラブ(学童保育)を何年生まで利用したいですか



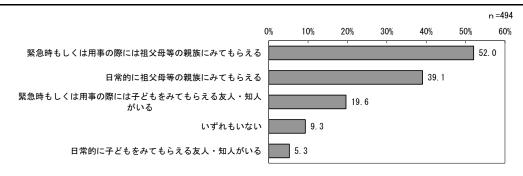
テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について(社会参加・地域交流について)

子育てをしていて追い込まれてしまう状況については、孤立していたり、核家族が進みすぎて、身内とも疎遠になってしまったりしている状況で多く報告されています。

●就学前児童の保護者

問 10 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」52.0%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」39.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」19.6%、「いずれもいない」9.3%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」5.3%と続いています。



問 10「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問 11「子育てについて気軽に相談できる人」。これらの回答をクロス集計分析から、孤立や疎遠状況の状況を推測します。全体の回答数から約 2.9%の方が孤立している可能性が推察されます。

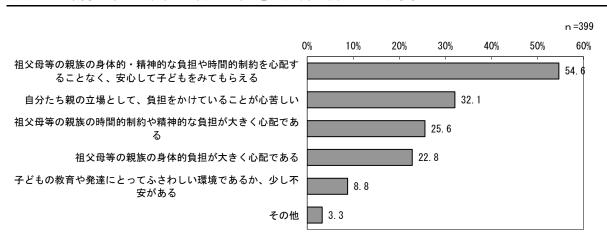
			問11 子育 を含む)を で、気軽に る人はいま	する上 相談でき
		合計	いる/ある	いない/ ない
	全体	65	61	4
		100.0%	93. 8%	6. 2%
問10 日頃、	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	20	20	0
お子さんをみ		100.0%	100.0%	0.0%
てもらえる親 族・知人はい	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親	40	37	3
ますか	族にみてもらえる	100.0%	92.5%	7.5%
0.7.1	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人	0	0	0
	がいる	0.0%	0.0%	0.0%
	緊急時もしくは用事の際には子どもをみて	9	9	0
	もらえる友人・知人がいる	100.0%	100.0%	0.0%
	いずれもいない	5	4	1
		100.0%	80.0%	20.0%

この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、より具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。さらに、地域交流やイベントなどの親子で参加できる社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも対策の 1 つと考えられます。

その他に、問 10 の回答で「みてもらえる親族・知人がいる」が多い傾向について、一見問題がないようにみえます。問 10-1 の回答で「親族に負担をかけていることを心苦しく感じる」との回答が多い傾向と現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてはもらえるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれていている可能性があります。その状況には、よりみえにくい孤立状況が潜んでいるかもしれないと推察されます。

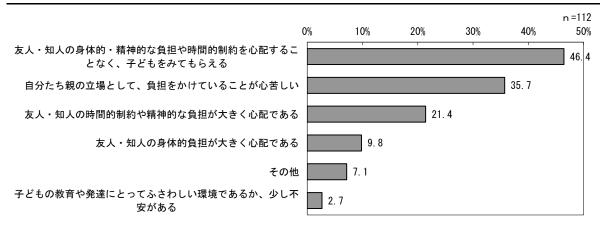
問 10-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」54.6%で最も多く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」32.1%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」25.6%、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」22.8%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある」8.8%と続いています。



問 10-2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

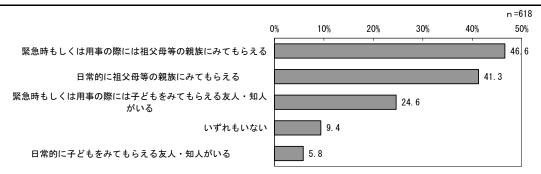
「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、子どもをみてもらえる」46.4%で最も多く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」35.7%、「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」21.4%、「友人・知人の身体的負担が大きく心配である」9.8%、「その他」7.1%と続いています。



●小学生児童の保護者

問 11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」46.6%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」41.3%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」24.6%、「いずれもいない」9.4%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」5.8%と続いています。



問 11「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問 12「子育てについて気軽に相談できる人」。これらの回答をクロス集計分析し、孤立や疎遠状況を推測してみます。全体の回答数から約 4.1%の方が孤立している可能性が推察されます。

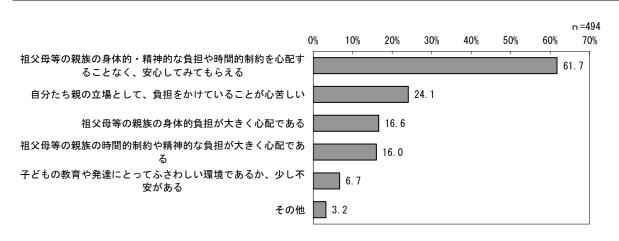
			問12 お子さ (教育を含む で、気軽に相 はいますか)をする上
		合計		いない/な い
	全体	76	68	8
		100.0%	89.5%	10.5%
問11 日頃、お子さんをみ	日常的に祖父母等の親族にみてもら	28	28	0
てもらえる親族・知人はい	える	100.0%	100.0%	0.0%
ますか	緊急時もしくは用事の際には祖父母	46	41	5
	等の親族にみてもらえる	100.0%	89.1%	10.9%
	日常的に子どもをみてもらえる友	3	3	0
	人・知人がいる	100.0%	100.0%	0.0%
	緊急時もしくは用事の際には子ども	7	7	0
	をみてもらえる友人・知人がいる	100.0%	100.0%	0.0%
	いずれもいない	5	2	3
		100.0%	40.0%	60.0%

この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、より具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。さらに、地域交流やイベントなどの親子で参加できる社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも対策の1つと考えられます。

その他に、問 11 の回答で「みてもらえる親族・知人がいる」が多い傾向について、一見問題がないようにみえます。問 11-1 の回答で「親族に負担をかけていることを心苦しく感じる」との回答が多い傾向と現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてはもらえるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれていている可能性があります。その状況には、よりみえにくい孤立状況が潜んでいるかもしれないと推察されます。

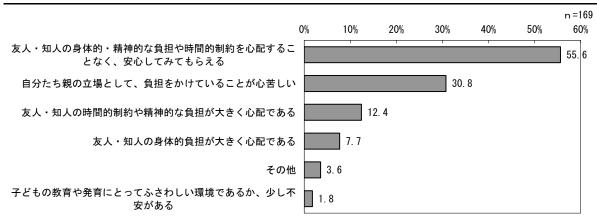
問 11-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してみてもらえる」61.7%で最も多く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」24.1%、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」16.6%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」16.0%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある」6.7%と続いています。



問 11-2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してみてもらえる」55.6%で最も多く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」30.8%、「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」12.4%、「友人・知人の身体的負担が大きく心配である」7.7%、「その他」3.6%と続いています。



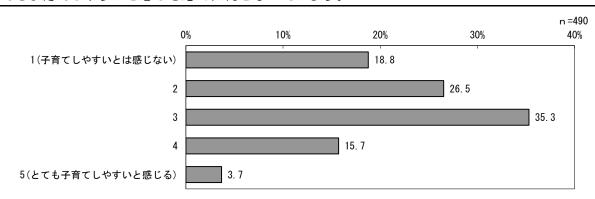
テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

満足度については、計画、施策の成果(アウトカム)ととらえて評価し、今後の取組検討につなげていく項目になります。

就学前児童の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてみてみると以下の通りです。「子育てしやすいと感じる」19.4%(「とても子育てしやすいと感じる」3.7%+「どちらかといえば子育てしやすい」15.7%)、「子育てしやすいと感じない」45.3%(「どちらかといえば子育てしやすくない」26.5%+「子育てしやすいとは感じない」18.8%)となっています。

問 40 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

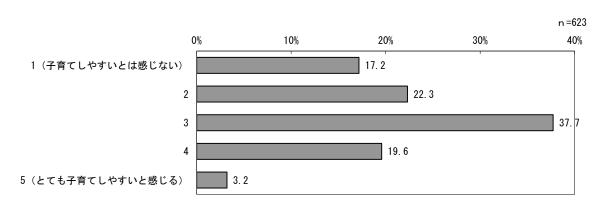
「1(子育てしやすいとは感じない)」18.8%、「2」26.5%、「3」35.3%、「4」15.7%、「5(とても子育てしやすいと感じる)」3.7%となっています。



一方、小学生児童の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてみてみると以下の通りです。「子育てしやすいと感じる」22.8%(「とても子育てしやすいと感じる」3.2%+「どちらかといえば子育てしやすい」19.6%)、「子育てしやすいと感じていない」39.5%(「どちらかといえば子育てしやすいと感じていない」22.3%+「子育てしやすいとは感じていない」17.2%)となっています。

問 29 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「1 (子育てしやすいとは感じない)」17.2%で、「2」22.3%、「3」37.7%、「4」19.6%、「5 (とても子育てしやすいと感じる)」3.2%となりました。



●就学前児童の保護者

			問38 本市	の子育て支	援について	要望するこ	とはあります	Ŕ.								
		志 4u	テキャン所 田子かるをした たかくるをと でけ来鳴りませ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	子困害し情らすとンどしいる。 でき 日本 にはなる でき に と 	(地) を (地)	金田 を ない とり ない ない ない ない とい こ とり ない こ こ とり ない こ こ こ とり はい いい こう いい こう はい いい	保ビ実したという。「オをてい」、「光ほほれる。」である。	定園・一供くしこ(保体)ついど教育的をて	達ン一ばなくし支 、のどっい接 こ教をて	安子医にる整ほしざ様か体情しいが関わな同しいな関わをしいりだれをしい	見とがてる場と 種、安集 の無の に な子し な子し な子し な子 は な よ な は な と ま は な と ま は る ほ は な と は な と る ほ る ほ る ほ る ほ る ほ る は る は る は る は る は	公で世先氏ので生の心を世先になる。 は、 は、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	業の体帯といい。 は線の保健と、 は線のの選の、 での選をを での での での での での での での での での での	サイフ できな ない できない はい ない ない はい ない とう はい ない とう はい まま ない こう まま ない はい	中 歴報されて も を を を の を の を を の を に に に に に に に に に に に に に	も
全体		466	77.0%	7.0%	11.0%	45.5%	11.8%	5.4%	5.2%	32. 7%	22. 2%	7.8%	15. 2%	6.8%	3.8%	7.2%
	(子育てしやすいとは感じない)	06	81.1%	6.7%	12.2%	43.3%	18.9%	6.7%	5.6%	46. 7%	24.4%	11.1%	13. 3%	7. 8%	1.1%	10.0%
は、子育てのしやすい環境だと感 2 コード・エー・		129	80.6%	5.4%	17.1%	45.0%	9.3%	4.7%	7.8%	38.0%	21.7%	6.2%	10. 1%	9.3%	3.9%	7.8%
します <i>か</i>		171	76.6%	8.8%	9.4%	47. 4%	12.3%	5.3%	4.1%	26.9%	19.3%	6.4%	18. 7%	7.0%	4.7%	5.8%
4		77	71. 4%	7.8%	5.2%	44. 2%	9.1%	7.8%	5.2%	28.6%	28.6%	9.1%	13.0%	3.9%	6.5%	7.8%
5(とても子真	5(とても子育てしやすいと感じる)	16	56.3%	6.3%	6.3%	56.3%	6.3%	0.0%	0.0%	6.3%	18.8%	0.0%	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%

●小学生児童の保護者

			問28 本市	の子育て支	援について	离	'n	すか								
		幸	子もやし所しい 進出すめをていれかくる増ほ とけ楽場やし	子困きし情ら育セな実し育っにた報れてンどしいてた相りがる支タをてにと談、得子援一充ほ	保増ほ総た 増け 窓り しょうしょうしょく しょくしい とくいいいい いいいいい	な 増 氏 総 大 種 存 専 氏 窓 大 り し ら と り し と り し り い り り り り い り い り い り い り い り い り	保幼か用しいて育稚かをてよいい園園の軽ほななとといわ思慮の軽ほなたない。	保ビ実しい育スしいとするとしいとしまなしない	認も育の提ってとととというとは、まない。・の提ってはなく、はないといいとなる。なないといいといいといいといいといいといいと。	発酵 タセダ なん なん なん なん なん なん なん いい を はい いい しく かい かい は ひ かい ひ たっ ひ まっしい いっぱん かい はん いい いん いん はん はん いい はん	牧子でして イン・ でいる できる できる できる できる できる できる できる できる できる でき	記録を開いる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 でない、 でない、 でない、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいいい、 でいいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいいい、 でいいいいい、 でいいいいいい、 でいいいいいいいいいい	次で甘米石の を は の の の の の の の の の の の の の	残の休得どに職の働て業短暇促、対場改働には縮の進企力環番をきまたまとしば善かりはなまたしけば各からけいします。	作っく などが かんり 作い なくり ない ない ない ない ない ない ない ない はい ない はい ない いい はい	そ の色
	全体	590	60.2%	7.1%	5.3%	4.1%	22. 4%	7.6%	3.4%	5.6%	37.6%	18.5%	10.8%	16.4%	3.7%	11.2%
l	(子育てしやすいとは感じない)	104	54.8%	7.7%	11.5%	%9 '6	25.0%	12.5%	2.9%	5.8%	34.6%	22. 1%	11.5%	17.3%	4.8%	17.3%
は、子育てのしやすい環境だと 2		128	65.6%	7.8%	5.5%	3.9%	21. 1%	6.3%	2.3%	6.3%	40.6%	18.8%	11.7%	18.8%	2.3%	14.1%
* にますが 33		220	56.4%	5.9%	4.5%	2. 7%	25.0%	6.8%	4.5%	5.9%	42.7%	16.8%	8.6%	15.9%	3.2%	8.6%
4		111	61.3%	9.0%	0.9%	0.9%	18.9%	7. 2%	3.6%	4.5%	31.5%	18.0%	10.8%	16.2%	6.3%	8.1%
5	5 (とても子育てしやすいと感じる)	20	80.0%	5.0%	0.0%	5.0%	10.0%	5.0%	0.0%	5.0%	20.0%	15.0%	20.0%	5.0%	0.0%	5.0%

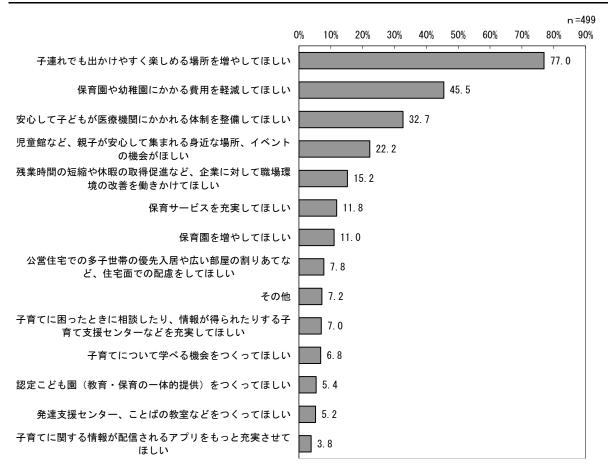
今後の取組検討課題については、就学前児童の保護者アンケートの問37「お住まいの地区の子育て環境」と問38「子育て支援について要望すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしやすいとは感じない(5段階評価で1~2に当たる)と回答した方は、「保育サービスの充実」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」を要望する傾向が少し高くなっています。

一方、小学生児童の保護者アンケートの問 25「お住まいの地区の子育て環境」と問 28「子育て支援について要望すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしやすいとは感じない(5 段階評価で1~2に当たる)と回答した方は、「保育サービスの充実」を要望する傾向が少し高くなっています。

●就学前児童の保護者

参考:問38 熱海市の子育て支援について要望することはありますか

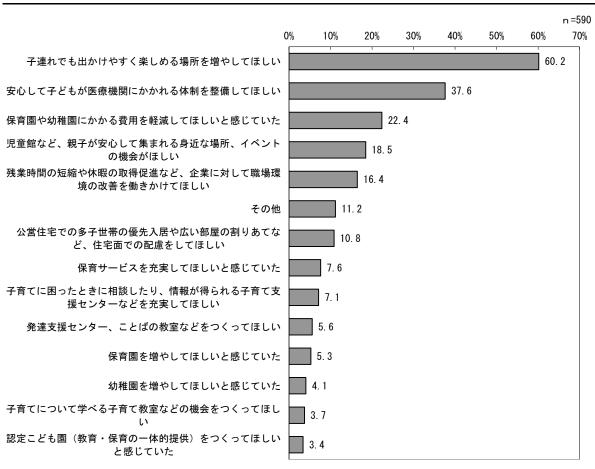
「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」77.0%で最も多く、次いで「保育園や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」45.5%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」32.7%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」22.2%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」15.2%と続いています。



●小学生児童の保護者

参考: 問 28 熱海市の子育て支援について要望することはありますか

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」60.2%で最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」37.6%、「保育園や幼稚園にかかる費用を軽減してほしいと感じていた」22.4%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」18.5%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」16.4%と続いています。

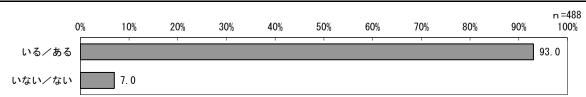


テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

●就学前児童の保護者

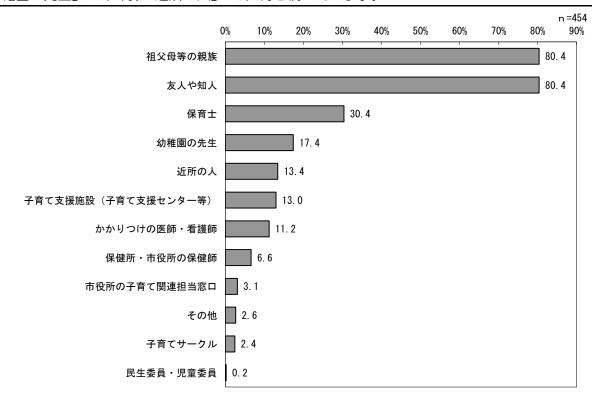
問 11 お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありますか

「いる/ある」93.0%、「いない/ない」7.0%となっています。



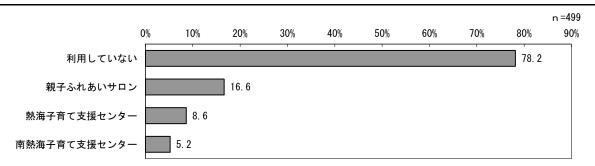
問 11-1 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「祖父母等の親族」80.4%、「友人や知人」80.4%で最も多く、次いで「保育士」30.4%、「幼稚園の先生」17.4%、「近所の人」13.4%と続いています。



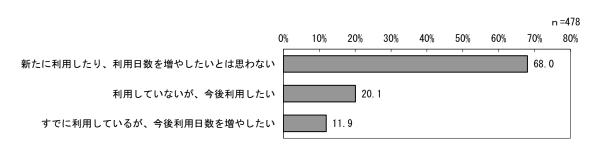
問 15 お子さんは、現在、子育て支援センター等(親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、 情報提供を受けたりする場)を利用していますか

「利用していない」78.2%で最も多く、次いで「親子ふれあいサロン」16.6%、「熱海子育て支援センター」8.6%、「南熱海子育て支援センター」5.2%と続いています。



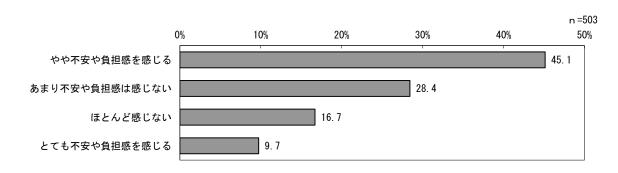
問 16 問 15 のような子育て支援センター等について、今は利用していないが、できれば今後 利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」68.0%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」20.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」11.9%と続いています。



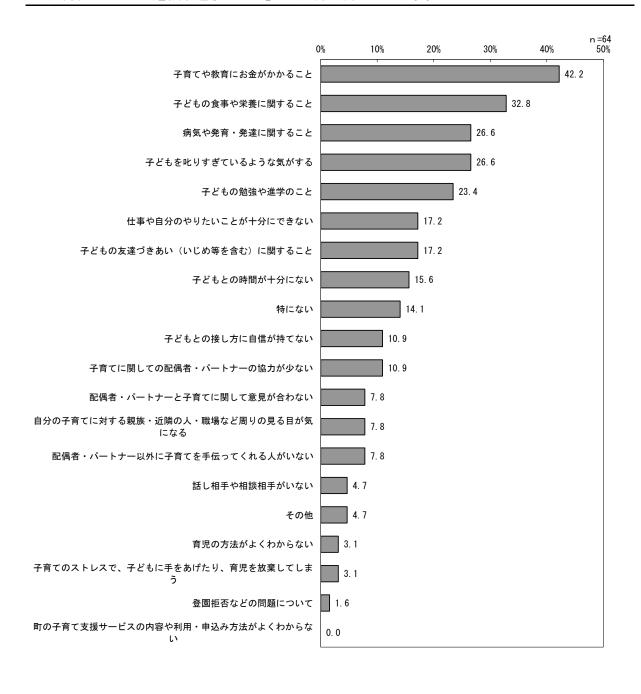
参考:問34 あなたは、子育てに関して不安や負担感を感じますか

「やや不安や負担感を感じる」45.1%で最も多く、次いで「あまり不安や負担感は感じない」 28.4%、「ほとんど感じない」16.7%、「とても不安や負担感を感じる」9.7%と続いています。



参考:問33 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

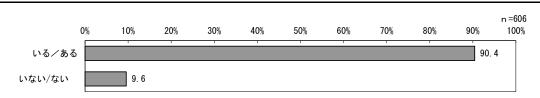
「子育てや教育にお金がかかること」42.2%で最も多く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」32.8%、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」26.6%、「子どもの勉強や進学のこと」23.4%と続いています。



●小学生児童の保護者

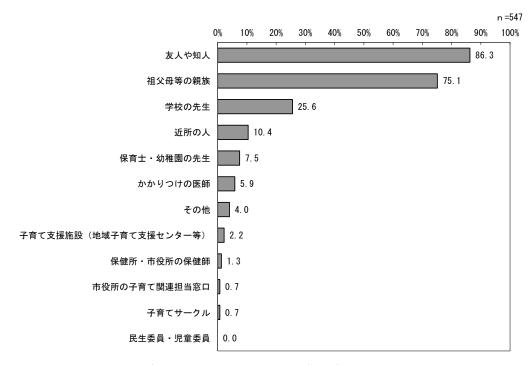
問 12 お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありますか

「いる/ある」90.4%、「いない/ない」9.6%となっています。



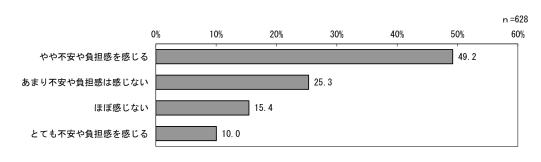
問 12-1 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる相手先は、誰(どこ) ですか

「友人や知人」86.3%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」75.1%、「学校の先生」25.6%、「近所の人」10.4%、「保育士・幼稚園の先生」7.5%と続いています。



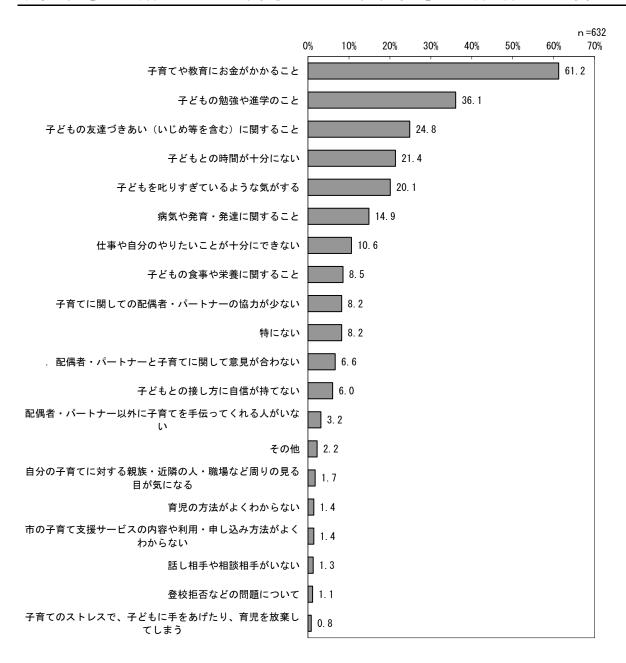
参考: 問 24 あなたは、子育てに関して不安や負担感を感じますか

「やや不安や負担感を感じる」49.2%で最も多く、次いで「あまり不安や負担感は感じない」 25.3%、「ほぼ感じない」15.4%、「とても不安や負担感を感じる」10.0%と続いています。



参考:問25 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また気になることはありますか

「子育てや教育にお金がかかること」61.2%で最も多く、次いで「子どもの勉強や進学のこと」 36.1%、「子どもの友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」 24.8%、「子どもとの時間が 十分にない」 21.4%、「子どもを叱りすぎているような気がする」 20.1%と続いています。



4 子ども・子育て支援に関するアンケート結果からの課題

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題を記載しています。国の指針でもいわれている子 どもの育ち及び子育てをめぐる環境と熱海市の子育て環境を踏まえ、関連する課題にも取り組 んでいく必要があります。

●テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策を検討します。 見込み量を算出する際の希望値の参考としてアンケート結果を活用し、また利用実績も踏まえた見込み量とすることが課題です。

●テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について(社会参加・地域交流について)

→孤立している保護者がいる可能性があるという前提で、今後の取組につなげていくことが課題です。この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、児童虐待や育児放棄を防ぐ具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。また、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどへの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも課題の1つと考えられます。

●テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→計画、施策の成果(アウトカム)ととらえて評価し、今後の取組検討につなげることが重要です。現況を維持しつつ、就学前児童の保護者であれば、「保育サービスの充実」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」などの要望に対応していくことが課題です。

一方で、小学生児童の保護者では「保育サービスの充実」を望む声があるので、保育サービスの充実を継続することが課題です。

●テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→相談内容として想定されるのは「経済的な不安・負担について」、「子どもの食事や栄養に関すること」、「子どもの勉強や進学のこと」、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもの育て方について」、「子どもの友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」などの相談ができる人員の確保や窓口体制を整えていくことが課題です。

また、相談したいけれどもする先がわからない方に、気軽に相談する先があることを今後も 周知や広報していくことも課題になります。 その他、アンケート結果からみた第1期計画からの継続課題については、以下の通りです。

●教育・保育の質の向上に向けた課題

□子育て環境について満足度が高いと評価した方は約2割であったことから、現在の子育て 支援事業を継続しつつ質の高い教育・保育の提供、周知方法などの整備を継続することが 必要です。

●子育て支援と育児環境の整備に向けた課題

- □気軽に相談できる場所として、子育て支援施設や市の相談窓口等の活用を促すような広報 の仕方がさらに必要です。
- 口放課後児童クラブだけでなく、放課後子ども教室等も含め、子どもたちが安全に過ごすことができる体制の充実が今後も必要です。

●多様な生き方・働き方を支援するための課題

- □ 今後、保育環境の整備により就労等の理由で保育園等に預けたいと希望する保護者は増加 することも見込まれるため、ニーズに応じた供給体制の確保が必要です。
- 口就労時間や就労形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応できる就労支援の充実が必要です。
- 口今後も一層のワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- 口職場復帰後に教育・保育施設等の円滑な利用ができるよう、利用に関する支援と事業者への子育て支援の充実へ向けた取組を促す啓発活動が必要です。

これらの課題の解決につながるよう、子ども・子育て支援の様々な施策や事業を計画的に取り組んでいきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

家庭、地域、教育・保育提供施設、学校、企業、行政などが一体となり、本計画を推進することを目的に、基本理念を踏襲します。

基本理念の設定にあたっては、これまでの子育て支援施策の継続性の観点から、熱海市子ども・子育て支援事業計画第1期計画で掲げた基本理念を継承することとし、今後も子育て家庭へのあたたかいサポートや、楽しく子育てをすることにより子どもの健全育成につなげ、地域全体で子育て家庭を支えることを基本方針に掲げ、子育て支援施策に引き続き取り組んでいきます。

【計画の基本理念】

あたたかくたのしくみんなで子育で

2 基本方針

子ども・子育て支援法の趣旨や基本指針等を踏まえた上で、上記の基本理念のもと、次の 3つの基本方針を設定し、各種の子育て支援施策を展開していきます。

方針1 あたたかいサポート ~あたたかく受け入れられる子育て家庭~

女性の社会進出や社会情勢に伴い、出産・育児への考え方が変化しているため、それらに対応すべく、子育てしやすい環境づくりを今後も推進していきます。保育園や幼稚園などの教育・保育施設の量的・質的サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の抱える不安や負担感の軽減を目的に、相談支援の拡充や児童手当をはじめとする経済的支援を行います。

方針2 たのしく育ち、育てる子どもたち ~たのしい子育てによる子どもの成長~

新制度では"「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすこと"が基本的な考え方となっています。子どもの多様性を尊重し、個性を伸ばせるまちを目指します。また、社会的な支援が必要な子育て家庭に対する支援を行い、すべての子どもが健やかに育つことができるよう、施策を推進します。

方針3 みんなで、地域で、まちづくり ~みんなで支える子育て環境~

子どもが健やかに育つためには、社会や地域全体が子どもや子育て家庭に関心を持ち、接することが必要です。男女共同参画の考え方や地域ぐるみでの子育てについて、意識の向上を図るとともに、子どもが様々な世代の人とふれあいながら、のびのびと育つ環境整備を行います。

基本理念

基本方針

具体的な施策

あ

あたたかいサポート ~あたたかく 受け入れられる 子育て家庭~ 幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量 の見込み及び提供体制の整備

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及 び提供体制の整備

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育 の推進に関する体制の確保の内容

子育て世代に対する費用負担の軽減

た

たのしく育ち、 育てる子どもたち ~たのしい 子育てによる 子どもの成長~ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

子育て情報の発信

知・体・心の充実

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

3

みんなで、地域で、 まちづくり ~みんなで支える 子育て環境~ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

子どもの遊び場の確保と居場所づくり

安全・安心のまちづくり

学校を中心とした地域子育て支援

あたたかく たのしく みんなで子育て あたみ

4 教育・保育提供区域の設定

(1)教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに 「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能 な区域(教育・保育提供区域)を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

(2) 区域設定の考え方

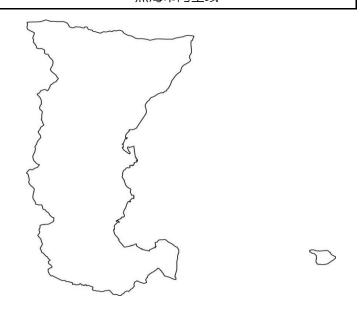
地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

(3) 熱海市における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、熱海市では、教育・保育提供区域(基本型)を、市内全域(1区域)に設定します。

また地域子ども・子育て支援事業についても、市内全域(1区域)に設定します。

教育・保育提供区域(基本型) 地域子ども・子育て支援事業提供区域 熱海市内全域



【教育・保育の提供区域】

事業	区域	考え方	該当項目
教育•保育	基本型	幼稚園については、市内各地に設置されており、	1. (1)
		保育園においては、自動車を利用すれば概ね 20	1. (2)
		分から 30 分で利用できる場所に所在していま	1. (3)
		す。熱海市の地理的条件や勤務地等で居住地以	
		外の保育園を利用するものがいること、幼稚園	
		及び保育園における定員に対する利用人数を勘	
		案し市全域とします。	

【地域子ども・子育て支援事業の提供区域】

事業	区域	考え方	該当項目
延長保育事業	基本型	保育園で実施していることから教育・保育にあ	2. (1)
		わせ市全域とします。	
放課後児童健全育成	基本型	クラブの利用は基本的に小学校区ですが、児童	2. (2)
事業		数が極端に少ない小学校が点在する状況、また、	
		富士っ子クラブは校区に関係なく利用できるこ	
		とから市全域とします。	
子育て短期支援事業	基本型	利用できる施設等が市内になく、広域利用が想	2. (3)
		定されるため市全域とします。	
地域子育て支援拠点	基本型	地域を区切らず広域的な利用形態としているた	2. (4)
事業		め市全域とします。	
一時預かり事業	基本型	保育園及び親子ふれあいサロンで実施している	2. (5)
		ことから教育・保育にあわせ市全域とします。	
病児・病後児保育事業	基本型	事業実施の場合、広域利用が想定されるため市	2. (6)
		全域とします。	
ファミリー・サポー	基本型	市役所に事務局を設置し、市全体で登録、利用調	2. (7)
ト・センター事業		整を行っているため市全域とします。	
利用者支援事業	基本型	市役所や子育て支援センター等での実施が想定	2. (8)
		されるため市全域とします。	
妊婦健康診査	基本型	妊婦検診の受診については、区域の指定はなく	2. (9)
		市全域の医療機関が対象のため市全域としま	
		す 。	
乳児家庭全戸訪問事	基本型	市内全域の家庭を対象としているため市全域と	2.(10)
業		します。	
養育支援訪問事業	基本型	市役所や子育て支援センター等での実施が想定	2.(11)
		されるため市全域とします。	

【その他の地域子ども・子育て支援事業の提供区域】

事業	区域	考え方	該当項目
実費徴収に係る補足	基本型	保護者の所得に応じて、幼稚園・保育園等に必要	2.(12)
給付を行う事業		な物品の購入に要する費用等を助成する事業で	
		あるため、市全域とします。	
多様な主体が本制度	基本型	民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、そ	2.(13)
に参入することを推		の他の多様な事業者の活用を促進する事業であ	
進するための事業		るため、市全域とします。	

第4章 施策の展開

1 幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み及び提供体制の整備

《1》量の見込み設定の考え方について

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育事業の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

《2》 教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策

国の基本指針を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み(必要利用定員総数)を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施期間を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施期間は次のとおりとします。

(1). 1号認定

◆ 対象

1号認定の3歳から5歳児及び2号認定(保育の必要性あり)の3歳から5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定される児童

◆ 事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分(幼稚園、認定こども園)

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位:人)

		令和元 年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1	量の見込み	163	156	1 4 8	1 3 9	1 3 8	1 4 2
②確保の	特定教育·保育	4 5 6	3 9 6	3 0 6	3 0 6	3 0 6	3 0 6
の内容	認定を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0	0
	差 (2-1)	2 9 3	2 4 0	1 5 8	167	168	164

◆ 量の確保方策

特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園) は、幼保連携型認定こども園の開設、幼稚園の閉園により令和2年度は市内6園、令和3年度では市内5園、定員が306人となっています。いずれの計画期間中も量の見込みについて対応可能です。

◆ 現状と今後の方向性

現状において提供体制を確保できています。

保護者の多様なニーズと良好な集団生活が維持できるよう幼稚園の適正規模や教育環境の整備、また預かり保育を充実させ共働き家庭の保育ニーズにも応えられるよう実施していきます。 また、「熱海市就学前教育カリキュラム」を活用した教育委員会指導主事の園訪問や幼保の共通研修、情報交換等を密にし幼児教育の充実を図ります。

(2). 2号認定

◆ 対象

2号認定(保育の必要性あり)の3歳から5歳児

◆ 事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分(保育所、認定こども園)

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位:人)

		令和元 年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1	2号認定	2 5 3	2 2 2	207	197	198	203
量の見込み	2 号認定 (教育ニーズ)	I	3 0	2 8	2 7	2 7	2 7
込み	計	2 5 3	2 5 2	2 3 5	2 2 4	2 2 5	2 3 0
	特定教育·保育	288	298	2 9 8	2 9 8	2 9 8	2 9 8
2 確	特定地域型保育	0	0	0	0	0	0
確保の内容	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
容	企業主導型保育施 設の地域枠	0	0	0	0	0	0
	差 (②-①)	3 5	4 6	6 3	7 4	7 3	6 8

◆ 量の確保方策

特定教育・保育施設(保育園・認定こども園)は市内7園あり、定員が298名となっています。計画期間中の量の見込みについて対応可能です。

◆ 現状と今後の方向性

現状、待機児童が発生していないため、施設整備計画はありません。

また、認定こども園が公私立で開所されたことも踏まえ、保育の質の向上及び幼児教育の充実に向け、教育委員会指導主事による「熱海市就学前教育カリキュラム」を活用した幼保共通の研修や情報交換等をより密にしていきます。

(3). 3号認定

♦ 対象

3号認定(保育の必要性あり)の○~2歳児

◆ 事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分 (保育所、認定こども園、小規模保育事業所)

◆ 量の見込みと確保の内容

《1・2歳児》 (単位:人)

		令和元 年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
(业	① 量の見込み 必要利用定員総数)	1 2 0	1 3 9	1 4 5	1 4 4	1 4 0	1 3 6
(2)	特定教育•保育	1 3 8	1 6 1	161	161	161	1 6 1
②確保の内容	特定地域型保育	1 6	1 6	1 6	1 6	1 6	1 6
の内	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
容	企業主導型保育 施設の地域枠	0	0	0	0	0	0
	差 (2-1)	3 4	3 8	3 2	3 3	3 7	4 1

《〇歳児》 (単位:人)

		令和元 年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	① 量の見込み ぶ要利用定員総数)	4 3	4 2	4 2	4 0	3 9	3 9
②	特定教育·保育	2 8	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0
② 確 保	特定地域型保育	3	3	3	3	3	3
の内容	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
台	企業主導型保育 施設の地域枠	0	0	0	0	0	0
	差 (②-①)	△12	1	1	3	4	4

【0~2歳の保育利用率】

	令和元 年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み A (単位:人)	159	181	187	184	179	175
推計児童数 B (単位:人)	346	334	342	336	327	319
保育利用率(A/B×100) (単位:%)	46.0%	54.2%	54.7%	54.8%	54.7%	54.9%

◆ 量の確保方策

特定教育・保育施設(保育園・認定こども園)及び特定地域型保育事業(小規模保育事業所)は、 市内8施設あり、定員は1.2歳児174名、0歳児34名となっています。

計画期間中の量の見込みに対し、O歳児については定員での確保量が不足となっていることから、国から示されている定員緩和の経過措置を活用し、保育室に余裕がある施設に対し保育士補充を見込んだ確保量とします。

◆ 現状と今後の方向性

現状、年度当初の待機児童が発生していないため、定員増加のための施設整備計画はありません。ただし、依然として年度後半にO、1歳児を中心に待機児童が発生する状況があるため引き続きこれらに対応できるよう保育士の確保に努めます。

また、保育の質を向上するため、職員の資質向上に向けた研修、公私立保育園長会による情報交換等を行うことにより各園特色のある保育を実施していきます。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の整備

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施期間は以下のとおりとします。

(1). 延長保育事業(時間外保育事業)

◆ 事業の内容

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位:延べ利用者数/年)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	1,777	1,570	1,543	1,490	1,465	1,465
② 確保の内容	1,777	1,570	1,543	1,490	1,465	1,465
差 《①一②》	0	0	0	0	0	0

◆ 量の確保方策

第1期計画から引き続き、量の見込みに対して現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

◆ 現状と今後の方向性

現在、民間保育所において午後6時から最長午後8時まで実施しています。

量の見込みに対して、受け入れ可能と想定しています。今後も既存施設の対応により、利用 ニーズを考慮しながら受け入れ枠の確保に努めます。

(2). 放課後児童健全育成事業

女性の就業率の上昇も踏まえた放課後児童対策として、放課後児童クラブ、放課後子ども教室などの取組が進められています。熱海市では国の基本指針を踏まえて、計画期間における「放課後児童クラブの量の見込み(必要利用定員総数)」の方針を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、放課後児童クラブの確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

◆ 事業の内容

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する 場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

◆ 量の見込みと確保の内容

<全学年> (単位:人)

		令 和 元年度 (実績)	令 和 2年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度
小	学校児童数	967	933	892	830	768	719
	1 年生	54	57	43	46	40	36
1	2年生	63	65	69	52	55	48
量の	3年生	51	61	61	64	48	51
①量の見込み	4年生	35	39	33	33	35	26
み	5年生	35	34	31	26	26	28
	6年生	9	12	14	13	11	11
	計	247	268	251	234	215	200
②確保の内容		300	300	300	300	300	300
差	(2-1)	53	32	49	66	85	100

◆ 量の確保方策

令和6年度まで女性の就業率上昇も踏まえた利用者の増加にも対応するため、放課後児童クラブの施設整備など放課後児童健全育成事業の機能強化を継続します。

◆ 現状と今後の方向性

今後も新・放課後子ども総合プランに沿って、小学校に就学している全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努め、また保護者ニーズの把握に努め、家庭と仕事の両立支援を行います。

(3). 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

◆ 事業内容

保護者の疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合 等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位:延べ利用者数/年)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	0	0	0

◆ 量の確保方策

平成30年度時点で実績はありません。

◆ 現状と今後の方向性

ニーズ調査結果から量の見込みはありませんが、今後、必要性に応じて児童相談所及び周辺市 町との連携も視野に入れ対応を検討します。

(4). 地域子育て支援拠点事業

◆ 事業内容

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を 受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位:延べ利用者数/年)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	8,644	8,683	8,891	8,735	8,501	8,293
② 確保の内容	8,644	8,683	8,891	8,735	8,501	8,293
差 《①一②》	0	0	0	0	0	0

◆ 量の確保方策

平成30年度時点で、市内3か所で実施しています。

量の見込みに対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

◆ 現状と今後の方向性

熱海地区には、栄光熱海中央保育園内に「熱海子育て支援センター」と福祉センター内に「親子ふれあいサロン」の2か所、南熱海地区には多賀保育園内に「南熱海子育て支援センター」の1か所を設置し、引き続き親子が交流するイベント、子育てサークルの支援等を実施しています。

(5). 一時預かり事業

◆ 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育園、認 定こども園、親子ふれあいサロン、ファミリー・サポート・センターにおいて一時的に預かり必 要な保育を行う事業

- 《ア》 幼稚園における在園児を対象とした預かり
- 《イ》 その他の一時預かり

(保育園、認定こども園、親子ふれあいサロン、ファミリー・サポート・センター等)

◆ 量の見込みと確保の内容

《ア》 幼稚園(在園児対象型)の預かり

(単位:延べ利用者数/年)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	1,177	1,225	1,156	1,096	1,089	1,117
② 確保の内容	1,177	1,225	1,156	1,096	1,089	1,117
差 《①一②》	0	0	0	0	0	0

《イ》その他の一時預かり

(単位:延べ利用者数/年)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	161	167	164	158	156	156
② 確保の内容	161	167	164	158	156	156
差 《①一②》	0	0	0	0	0	0

◆ 量の確保方策

平成30年度時点で幼稚園の一時預かりは3園、その他の一時預かりについては保育園等、親子ふれあいサロン、ファミリー・サポート・センターで実施しています。

量の見込みに対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。今後も提供体制を維持し、継続していきます。

◆ 現状と今後の方向性

既存施設での対応件数等を踏まえ、今後の見込みや実施施設の拡充の可能性について検討しながら確保に努めます。

(6). 病児・病後児保育事業

◆ 事業内容

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位:延べ利用者数/年)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	344	286	281	271	266	266
② 確保の内容	344	286	281	271	266	266
差《①一②》	0	0	0	0	0	0

◆ 量の確保方策

平成30年度時点で保育施設4園で当該事業を実施しています。

量の見込みに対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。今後も提供体制を維持し、継続していきます。

◆ 現状と今後の方向性

在園児が体調不良となった場合の病後児保育(体調不良対応型)を多賀保育園、栄光熱海中央保育園、栄光熱海さきみ保育園、あたみこども園の4施設で実施しています。

在園児以外の児童を対象とする事業については既存施設による対応が困難な状況ですが今後も引き続き事業化の可能性を検討します。

(7). ファミリー・サポート・センター事業(小学生)

◆ 事業内容

保護者の外出時の一時預かりなどの子育てに関する援助を、受けたい人と行いたい人が会員となり、相互援助活動を支援する事業

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位:延べ利用者数/年)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	0	0	0

[※]就学前児童の預かりについては(5)ー時預かり事業に記載

◆ 量の確保方策

平成 30 年度時点で社会福祉課親子ふれあいサロンが窓口となり当該事業を実施しています。 実績及びニーズ調査結果から量の見込みは「O」となっていますが、現在の供給体制で受け入 れは可能となっています。

◆ 現状と今後の方向性

今後も引き続き提供体制を確保し、ファミリー・サポート・センター事業の PR を強化し、会員の増員を図っていきます。

(8). 利用者支援事業

◆ 事業内容

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位:か所)

			平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確	基本•	特定型	1	1	1	1	1	1
確保の内	母子	保健型	1	1	1	1	1	1
内容	仁	計	2	2	2	2	2	2

◆ 量の確保方策

平成 30 年度時点で、特定型は学校教育課、母子保健型は健康づくり課の 2 か所で実施しています。

- ※ 基本型とは、子どもとその保護者が教育・保育施設や地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所において、相談支援を実施する事業です。
- ※ 特定型とは、子どもやその保護者が幼稚園・保育園等での教育・保育や、一時預かり、放 課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切な施設・事業を選択し、 円滑に利用できるよう、支援を行う事業です。
- ※ 母子保健型とは、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み 等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子 育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する事業です。

◆ 現状と今後の方向性

今後も既存施設において保護者等が適切な子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言を行う体制を充実します。

(9). 妊婦検診

◆ 事業内容

妊婦を対象に、定期的に健康診査を実施することで、急激な母体の変化による異常の早期発見、 胎児異常の発見及び異常出産、未熟児発生の予防等を図る事業

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位:人/年)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	119	116	114	110	107	106
② 確保の内容	119	116	114	110	107	106
差 《①一②》	0	0	0	0	0	0

◆ 量の確保方策

平成 30 年度時点で健康づくり課にて当該事業を実施しています。 現在の供給体制で受け入れは可能となっています。

◆ 現状と今後の方向性

今後も同様の体制で実施し確保に努めます。

(10)。 乳児全戸訪問事業

◆ 事業内容

産婦及び乳児を対象に、保健師や看護師等が家庭を訪問し、妊娠・出産・育児についての相談等を行う事業

◆ 量の見込みと確保の内容

(単位:人/年)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	119	116	114	110	107	106
② 確保の内容	119	116	114	110	107	106
差 《①一②》	0	0	0	0	0	0

◆ 量の確保方策

平成 30 年度時点で健康づくり課にて当該事業を実施しています。 現在の供給体制で受け入れは可能となっています。

◆ 現状と今後の方向性

今後も同様の体制で実施し確保に努めます。

(11)。養育支援訪問事業

◆ 事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問 し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

◆ 量の確保方策

平成30年度時点で母子保健法に基づく訪問指導により同様の対応しているため、養育支援事業 としては実施しておりません。また、育児・家事援助の支援は行っていません。

◆ 現状と今後の方向性

現在、乳児全戸訪問等で把握された養育支援が必要な家庭に対し、保健師及び家庭相談員による居宅訪問を行っていますが、今後より効果的な支援を行うことができるよう、引き続き事業化の可能性を検討します。

(12). 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆ 事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

◆ 現状と今後の方向性

事業の必要性、対象者の範囲を検討し、実施していきます。

(13). 多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業

◆ 事業内容

特定教育・保育施設等へ民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の 能力を活用した特定教育・保育等の設置又は運営を促進するための事業

◆ 現状と今後の方向性

特定教育・保育施設について新たな設置を予定していないため、実施する予定はありません。

3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1). 認定こども園に対する基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

私立の施設については、それぞれの運営方針に基づき運営されていることを考慮し、一律的に認定ことも関についての移行を促進することは適当でないと考えます。

公立の施設については、引き続き幼稚園と保育所、こども園の交流を深めていくとともに、保育需要を踏まえ、「熱海市学校等施設の適正規模・適正配置計画」と合わせ、南熱海地区の認定こども 園の移行や設立について検討します。

事業名	事業内容	担当課
幼稚園教諭•	幼稚園・保育園・認定こども園間の人事異動を実施す	学校教育課
保育士交流事業	るとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修を充実さ	
	せ、教育・保育の一体的な提供の推進に向け、相互理	
	解に努めます。	
認定こども園の	地域の実情や既存施設の状況、教育・保育の量の見込	学校教育課
検討	みや財政状況等を考慮するとともに、地域の理解を十	
	分得ながら、施設の整備を検討します。	

(2). 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

◆外国につながる幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、帰国子女や外国籍の幼児、両親が国際結婚の幼児などいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれています。その幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

- ・子育てに関する相談可能な一元的な行政窓口の設定、教育・保育施設の利用に必要な手続き・募集の状況等の外国語によるホームページ掲載など、子育て支援事業の利用に関する情報へのアクセス向上を図る予定です
- ・各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の 配慮等に関する研修の実施など、外国につながる幼児を受入れる教育・保育施設等の事業者や幼 稚園教諭・保育士等に対して支援します
- 保育所等が通訳等を活用する場合の補助(保育体制強化事業)、外国人等の子どもを多く受け入れている保育所等における、保育士の追加配置に係る補助(家庭支援推進保育事業)等を活用します。

◆幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの 最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供しなければなりません。教育・保育の 更なる質の向上を図るためには、幼稚園教諭、保育士の待遇改善やそれを支える各施設、事業者同 士の情報共有や連携が必要となります。

同時に、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることも必要です。また、発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向け、幼保小のより一層の連携を進めるとともに、他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園に通う児童についても配慮する必要があります。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めていきます。

- ① 職員資質向上に向けた研修等の充実
- ② 職員の処遇改善を始めとする労働環境への配慮
- ③ 幼稚園・保育園や地域型保育事業者等との連携の充実
- ④ 幼児教育アドバイザーの育成と配置

(3)、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施と確保の内容

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付制度」の実施については、公正かつ適正な支給の確保や保護者の経済的負担の軽減、利便性等を勘案した給付方法について定め実施していきます。

また、特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等については、県に対し施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供や立入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請できることから、情報共有、連携を図りながら適切に取り組むこととします。

4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

《連携・整合性をはかる静岡県の行う施策》

- ◆ 第2期ふじさんっこ応援プラン
- ◆ 静岡県ひとり親自立促進計画
- ◆ 静岡県子どもの貧困対策計画

(1). ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課 後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、 同法に基づく国の基本方針及びこれに即して静岡県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等 の定めるところにより、子育で・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四 本柱として総合的な自立支援を推進します。

事業名	事業内容	担当課
	18歳以下の子ども(中度以上の障がいを有する場合	
	は20歳未満)を扶養している母子家庭など、支給要	
, 児童扶養手当	件を満たしている母親、または養育者に対し、心身	社会福祉課
	の健やかな成長に寄与するために支給します。な	
	お、平成22年8月より父子家庭も支給対象となりま	
	した。	
	① 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	
	20 歳未満の子どもを扶養しているなど支給要件を	
	満たすひとり親家庭の親が就職のため、給付の対	
	象となる教育訓練講座を受講した場合に、支払っ	
母子家庭及び父子	た受講料に対し一部助成します。	
家庭自立支援給付	② 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	社会福祉課
金事業	20 歳未満の子どもを扶養しているなど支給要件を	
	満たすひとり親家庭の親が、就職に有利な資格を	
	取得するために養成機関に1年以上修業した場合	
	に、生活費の負担を軽減するため訓練促進給付金	
	等を支給します。	
母子家庭等医療費	20 歳未満の子どもを扶養している母子、父子家庭や	
の助成	父母のいない子どもの経済的負担を軽減するため、	社会福祉課
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	保険診療分の医療費助成を行います。	
母子父子寡婦福祉	子どもを扶養しているひとり親家庭の親や父母のい	
日本アメナ タ が福祉 日資金の貸付	ない子どもに対し資金貸付を行い、経済的自立の助	社会福祉課
資本の負別	成と生活意欲の助長を図ります。	

事業名	事業内容	担当課
母子生活支援施設	保護が必要とみなされる配偶者のいない女子及びそ	
好于生活又接施設	の監護すべき子どもを入所させて、自立促進のため	社会福祉課
八別拍直	にその生活を支援します。	
就学支援事業費助	児童の健全な育成と経済的負担の軽減を図るため、	
	小学校入学時にランドセル等の購入費用の一部を助	社会福祉課
风壶	成します。	
放課後児童クラブ	 ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、放課	
利用者負担軽減事	ひとず就家庭の配角的負担の軽減を図るため、放課	社会福祉課
業	仮儿里グググの利用杯の 印色助成しよう。	
	交通事故により生計中心者が死亡した場合、その残	
交通遺児見舞金等	された 18 歳未満の交通遺児を扶養する保護者に見	社会福祉課
の支給	舞金等を支給します。支給の種類については、見舞	化女佣化体
	金、入学支度金、修学金、就職支度金があります。	

(2) 障がい児支援施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療、適切な療育の推進を図るため、 妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診査等の実施及び内容の充実と、乳幼児や児 童に関係する機関との連携を強化していきます。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするために、年齢や障がい等に応じた専門的な支援や療育の充実を図ります。

特に、自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもたちが自立して社会参加するために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な支援等を行う必要があります。

熱海市では、児童発達支援センターを設置し、発達に課題のある未就学児を対象とした児童発達 支援や保育所等訪問支援などを行い、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓 練などを提供しています。

また、専門機関による保育園等訪問支援事業の活用や小学校における学習障がい及び自閉症を対象とした通級指導教室の設置など就学支援を含めた教育支援体制を推進しているところです。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行うなど、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう保護者に対し十分に情報を提供するとともに、幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校等においては、保護者を含めた関係者が必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげてまいります。

これからも保健、医療、福祉、教育等の各種施策連携を強化し、一貫した総合的な取り組みを推進します。

事業名	事業内容	担当課
	母子健康手帳発行時の保健指導から始まり、妊娠期の	
	相談・訪問・両親学級の開催などを通じて、妊婦の心身	
妊娠時期の相談	の安定を図り、様々な不安を軽減し、両親ともに安心して	海南ベノリ部
事業	出産の準備ができるように支援します。また、関係部署に	健康づくり課
	よる情報共有やケーススタディ等を通じて、適切なアドバ	
	イスや支援ができるよう体制を構築します。	
	発達段階に応じて乳幼児期の身体、精神発達を確認し	
	疾病・発達障害を早期に発見するとともに、正しい生活習	
乳幼児健康診査·	慣を早くから身につけるために乳幼児の栄養・発達全般	海南ベノリ部
相談事業	に関する相談体制を充実させるよう努めます。また、家庭	健康づくり課
	児童相談員等との連携を密にし、必要な支援を行いま	
	す。	

事業名	事業内容	担当課		
	ゆっくり育つ子どもへの対応として、子どもの発育・発達状			
┃ ┃ 相談支援事業	況にあわせた適切な療育を推進するため、家庭児童相	健康づくり課		
和欧文族手来	談員等、関係機関との連携を図り、相談支援事業を行い	庭塚ってう味		
	ます。			
 学習障害(LD)·注	障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な			
意欠陥多動性障害	取り組みを支援するという視点に立ち、子ども、保護者一			
(ADHD)高機能自	人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な	学校教育課		
(ADID) 高級能自 閉症児特別支援事	支援について研究します。研修会にあたっては、小中連	于仅积自体		
□ 闭症允劳办文援 事 □ □ 業	携や若手教員の参加促進も視野に入れながら実施しま			
未	す。			
学習支援対策事業	 新1年生及び発達障がい等により配慮を要する子ども、			
(新1年生·低学年	認定就学者の受入れに伴い、学習面、生徒指導面の支			
多動児·認定就学	接をするため、補助教員や介助員の雇い上げを行い、子	学校教育課		
者等受入対策事	ともの教育環境の改善を推進します。			
業)	ともの教育環境の政告を推進しより。			
障がい児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービスなど年齢や子供	社会福祉課		
事業	の状態に応じたサービスの提供に努めます。	江五油油林		
地域生活支援事業	外出の支援、一時的に預かり見守る支援を行います。	社会福祉課		
	障がいのある子どもの身体機能を補完・代替し、日常生			
 補装具の給付	活の助長を図るため、座位保持装置や車椅子などの装	社会福祉課		
無衣兵の相下 	具類を給付することにより、障がいのある子どもと保護者	化去油仙床		
	の生活環境を整えます。			
(現 本 国 ム 廿 細 久 労	軽度の障がいのある子どもの保護者が、就労等により保			
保育園や放課後学	育に欠ける場合など保育園や放課後児童クラブで障がい	ᄊᄼᆑᄮᅖ		
童保育クラブにおけ	のある子どもの受け入れを推進するとともに、子どもたちの	社会福祉課		
る障がい児の受入	健やかな心身を育むことを目指します。また、保育園にお	学校教育課		
れ推進 	いては保育士の確保に努めます。			
	精神または身体に中度以上の障がいのある 20 歳未満			
特別児童扶養手当	の子どもを監護している父母または養育者に対して、その	社会福祉課		
	子どもの生活向上に役立てることを目的に支給します。			

(3) 児童虐待やいじめ防止対策の充実

熱海市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

◆ 関係機関との連携及び相談体制の強化

熱海市における子ども・子育てに関する相談体制は、「社会福祉課」をはじめ、「健康づくり課」「教育委員会」の各機関のほか、幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化します。

❖ 発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、子ども家庭総合支援拠点へ速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも 効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに地域資源 や児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

事業名	事業内容	担当課
	子どもや保護者からの子育てに関する相談や、子どもの	
	発達・不登校・集団不適応など、子どもの家庭や学校で	
数本担談の中佐	の生活に関する相談、非行傾向や家庭内暴力などの子	
教育相談の実施	どもの問題に関する電話相談、面接相談を実施し、適切	生涯学習課
(ふれあい電話)	なアドバイスをします。また、広報誌を定期的に発行し、	
	活動内容の周知を行い、利用しやすい環境を整備しま	
	す。	
0.7.4.始与长士坪	妊娠時期から、多胎妊娠を始めハイリスクの妊婦に対し、	
母子保健包括支援	産前産後において母子ともに健全に過ごせるようにサポ	ゆまべていま
センター「すくすく」の	一トを強化します。また周産期連絡会に出席し、関係機	健康づくり課
設置 	関との連携を図り、継続的に支援します。	
到 旧人三 寸 明末米	出産直後から4か月までの期間に家庭訪問をし、新生児	
乳児全戸訪問事業	の発育・発達を確認するとともに、育児の不安や疑問を	/
(こんにちは赤ちゃん	軽減できるように情報提供します。また、家庭児童相談	健康づくり課
事業)	員等との連携を密にし、必要な支援を行います。	
	要保護児童対策地域協議会と一体的な運用を行い、専	
	門職員2名、家庭相談員1名を配置し、要保護児童等	
子ども家庭総合	の発見・早期対応に努めるとともに、子どもを取り巻く様々	ᄮᄼᅒᇷᇷᆖ
支援拠点の設置	な問題について依頼者からの相談を受け、助言や支援を	社会福祉課
	行います。また、必要に応じて児童相談所と連携を図り、	
	児童福祉施設を紹介・入所保護を実施します。	
7 2 11 +4 2 14 =	いじめや不登校等の子どもの問題行動に対応する取り組	
スクールカウンセラ 一の設置	みを推進します。 諸問題を抱えた子どもへのカウンセリン	学校教育課
	グ等を通して、心のケアの充実を図ります。	
	いじめ、不登校、虐待等の生活指導上の課題を抱える児	
スクールソーシャル	童及び生徒等に対し、教育、社会福祉等の専門的な知	当长业本部
ワーカーの設置	識及び技術を用いて、関係機関等とネットワークを活用	学校教育課
	し、様々な環境に働きかけ支援等を行います。	

5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し、及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、熱海市の実情に応じた施策を定めます。

(1) 男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

共働き世帯が増加している現在、子育てと仕事の両立には夫婦間での協力のほか、企業の理解や支援も必要不可欠です。出産後、育児中であっても女性がいきいきと働けるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及や事業所への啓発を行います。

事業名	事業内容	担当課
	「熱海市男女共同参画推進条例」に基づき、子育てや家	
男女共同参画社会の	事などの家庭責任を男女がともに担い、支えあうことができ	協働環境課
推進	る社会をめざし、情報の提供、講演会・講座開催などによ	励뗈垜垷砞
	る意識啓発を行います。	
両親になる人への相談	母子健康手帳交付時に相談先の案内をします。	
	父母になる前後の夫婦を対象に、悩みや不安の解消の支	健康づくり課
支援	援をします。	
両親学級・パパママク	夫婦が協力して子育てを行うために、妊娠期から意識づけ	健康べたい課
ラス(土)の開催	や育児に対するアドバイスなど、知識の普及を行います。	健康づくり課
多様な働き方への支援	家事・出産・子育てなどの状況に合わせた多様な働き方が	
	できるよう、また妊娠中や子育て中の女性が安心して働け	観光経済課
	る環境づくりなどについて、広い分野からの情報提供や周	低ルベル・
	知に努めます。	

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時からの特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援、特定教育・保育施設 または特定地域型保育事業の計画的な整備等、熱海市の実情に応じた施策を定めます。

熱海市においては、年度途中で育休・産休から復帰する際の施設受け入れ体制を整えるため、 保育士等の確保に努めます。 7 その他の子育て支援事業(次世代育成支援行動計画を引き継ぐもの等) 少子化による同世代との交流や異世代との交流の減少、遊び場の不足を解消させ、豊かな人 間性を身につけるための環境の整備を行います。

(1) 子どもの遊び場の確保と居場所づくり

子どもが心身ともにたくましく、のびのびと育つよう、地域の人材を活用した子どもの居場 所づくりや公園など、子どもが集まる場所の整備・維持管理に努めます。

事業名	事業内容	担当課
公民館等における 寺子屋事業	地域の人と子どもとの交流体験や学習支援活動を通 じ、子どもの健全育成、地域の教育力の向上及び連 携を強化します。	生涯学習課
遊び場の充実	市内の各公園について、子育て世代のニーズにあうよう、 利用する子どもの年齢等にあわせた遊具の充実に努めま す。また、室内での遊び場の必要性について検討します。	公園緑地課社会福祉課

(2) 安全・安心のまちづくり

◆子どもの安心・安全な環境の充実

国は、登下校時における子どもの安全確保について2018(平成30)年6月22日「登下校防犯プラン」として対策を取りまとめました。

従来の見守り活動に限界が生じ「地域の目」が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子どもが1人で歩く「1人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じています。この「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であると言えます。

2019 (令和元) 年4月19日、豊島区で発生した暴走した乗用車による親子の交通死亡事故、5月8日大津市で発生した園児の交通死亡事故など、子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生しました。

国では、2019(令和元)年6月18日「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定しました。まず、緊急に取り組む対策として、子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保を早急に進めることとしました。

熱海市でも早急な対応をし、子どもの安全・安心な環境を充実させることが急務として以下のような方針をまとめ、今後取り組んでいくこととします。

■未就学児が日常的に利用する道路や小学生などの通学路の安全確保について

子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に日常的に利用する道路などの通学路の緊急合同点検を実施します。熱海市交通安全計画も踏まえた上で、各道路管理者、警察署、幼稚園、保育所、小学校や中学校、PTAや地域住民と連携して市内の通学路等の点検を実施し、点検箇所については各幼稚園、保育所、認定こども園、小学校や中学校からの要望を踏まえて、道路交通安全環境の整備推進をしていきます。また、子どもの通行が多い生活道路等は適切な交通指導取締りを警察署へ要望をしていきます。

■高齢者の安全運転を支える対策について

年4回の交通安全運動時に開催される高齢者交通安全教室への参加を促し、高齢者の安全に 運転する技術の維持を基本とします。75歳以上を対象とした臨時認知機能検査・臨時高齢者講 習制度の広報、また、安全運転サポート車の普及や運転免許証の自主返納への各種支援策の広 報・啓発などをより一層進めていきます。 近年、子どもを対象にした凶悪犯罪の増加や交通事故などが後を絶ちません。こうした犯罪等から子どもを守るため、子ども自身への啓発はもちろんのこと、市民全体の防犯意識の高揚を促し、地域が一丸となって子どもを見守る環境を整えます。

事業名	事業内容	担当課
携帯用防犯ブザーの	小・中学校において、子どもへ防犯対策のため、携帯用防	
	犯ブザーの配布を実施します。安全安心の観点から効果	学校教育課
配布 	は十分にあり、今後も継続して実施します。	
	不審者の侵入などに備え、保育園、幼稚園、小・中学校に	
防犯訓練・実地訓練の	おいて子どもの安全を守るため、警察と共同で防犯訓練を	学校教育課
実施	実施します。危機管理の意識の向上を図り、あらゆる安全	子仪教育硃
	対策を検討します。	
	各地区青少年健全育成会などでは、子どもたちが危険な	
「フレナたウス字」東巻	目に遭った場合に避難する緊急避難場所として「子どもを	化压 类羽曲
「子どもを守る家」事業 	守る家」事業に取り組んでいくとともに、学校等への周知を	生涯学習課
	図ります。	
犯罪情報に関する情	関係機関との犯罪情報の共有により、メール配信などを活	产 機
報提供	用した犯罪情報の提供を図ります。	危機管理課
	交通事故発生箇所を検証し、事故防止の安全対策を実	产 機
交通診断	施します。併せて信号機の移設、横断歩道の改良、路面	危機管理課
	改修、安全標識の設置も行います。	都市整備課
交通教室の開催	園児・児童を対象に交通ルール・マナーの指導を行いま	危機管理課
文通教室の開催	す。	心 檢目理話
チャイルドシートの貸付	自家用車で外出など、チャイルドシートが緊急に必要になっ	危機管理課
アヤイルトンートの真的	た場合、乳幼児の安全のため短期間の貸出しを行います。	心 檢目理話
	小学6年生の交通安全リーダーが通学時の危険箇所を抽	
交通安全リーダーと父	出し、父母による交通安全を語る会において、通学路など	
母と交通安全を語る会	の危険箇所を認識し、事故防止を図ります。交通安全指	危機管理課
の開催	導員の歩行指導による事故防止、交通指導員による通学	
	路の歩行指導も行います。	
通学路の安全点検	小学6年生の交通安全リーダーや警察、市などの連携によ	_
	り、学校入口の横断歩道のストップマーク張り付けなど、安	在 继告::::::::::::::::::::::::::::::::::::
	全歩行の確保、新入学児童への下校指導により、事故防	危機管理課
	止を図ります。	

(3) 子育て世代に対する費用負担の軽減

ゆとりある家庭の中で子どもがのびのびと育つよう、子育て家庭に対し費用面での支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
児童手当	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応	
	援するため、中学校修了までの子どもを対象に、児童手当	社会福祉課
	を支給します。	
こども医療費助成制度	子どもの疾病の早期治療を促すとともに、子育て家庭の経	
	済的負担の軽減を図ることを目的として、18歳までの子ど	社会福祉課
	もを対象に保険診療分の医療費を助成します。	
幼稚園·保育園の保育 料の負担軽減	新制度における国の定める所得に応じた水準を限度とし	
	て、子育て世代の経済状況に配慮した保育料の設定につ	学校教育課
	いて検討します。	

(4) 子育て情報の発信

すべての子育て家庭への支援の観点から、子育て支援サービスや保育サービスなど、子育て に関する適切な情報を提供することで、各家庭の実情に応じたサービスを選択できるような環 境づくりを推進します。

事業名	事業内容	主管課
	子育て支援サービス、保育サービスなどの情報を効果的に	
子育て情報の発信の	提供するため、これまでの広報あたみや熱海市ホームペー	社会福祉課
充実	ジに加え、携帯端末での利用やメール配信等による情報	化去無性珠
	提供の充実を図ります。	
	幼稚園への体験入園や各種行事への招待、各園の紹介	
未就園児をもつ家庭へ	ホームページの更新等を行うなど、積極的な情報の提供	学校教育課
の情報提供	に努め、子育ての不安を解消し、子育て家庭への支援と家	子仪钗目珠
	庭教育の充実を図ります。	

(5) 知・体・心の充実

少子化による同世代との交流や三世代家族の減少による異世代との交流の減少、遊び場の不足、教育に関する悩みなど、子育て家庭は様々なことに対して不安を抱えています。

こうした状況に対して、あらゆる方面からきめ細やかに対応し、子育て環境を整備することで、将来にわたって、豊かな人間性を身につける基盤を形成します。

事業名	事業内容	主管課
ブックスタート事業	絵本を読み聞かせることにより、子どもの言葉と心を育むと	
	ともに、絵本を介して親子が安らぎの時間をもつことを目的	図書館
フックペダード事業	に、7~8か月児相談時にブックスタート・パックを配付し、	凶音邸
	絵本を開く楽しみを伝え、親子のふれあいを支援します。	
	小学校の外国語活動や中学校の英語授業において、教	
 外国語指導講師派遣	員とともにチームティーチング方式で授業を進めていくこと	
外国品相等講師派進 事業	で、子どものより一層のコミュニケーション能力等の向上を	学校教育課
丁未	図ります。また、総合的な学習の時間等における国際理解	
	教育でも効果的に活用していきます。	
学校図書館司書派遣	学校図書館運営をスムーズに行い、子どもの読書活動や	公坛华女 钿
事業	調べ学習活動の強化、充実を図ります。	学校教育課
	熱海市子ども会育成指導者連絡協議会(市子連)が、縄	
子どもの祭典	跳び決勝大会と併せドッチビー大会などの子どもまつりを開	生涯学習課
	催し、子どもの体力増進やふれあいを図ります。	
	各地域の実情を把握し、それぞれの特色を活かした「熱海	
	型」の総合型地域スポーツクラブの立ち上げを支援し、幅	
総合型地域スポーツク	広い年齢層の人が利用できるスポーツ環境の整備と指導	
ラブの創設・整備及び	者の育成を図ります。そのために、地域住民が主体となっ	健康づくり課
スポーツ指導者の育成	て運営し、いつでも、いつまでもスポーツを楽しめることを目	
	的とした総合型地域スポーツクラブの必要性について啓発	
	していきます。	
 学校施設の地域開放	学校施設の開放により、学童野球、ジュニアバレーボー	
子校施設の地域開放 (小中学校のグラウン	ル、少年サッカーなどのスポーツ少年団の活動の活性化を	健康づくり課
「パー子校のグラグク	目指し、子どもがたくましく生きるための健康及び体力づくり	健康 ひい味
下一体自由・ノール)	を推進します。	
	熱海市食育推進計画に基づき、各団体で取り組まれてい	
	る食育推進活動を総合的かつ計画的に実施します。また、	健康づくり課
一貫した食育の推進	関係機関との連携を強化し、それぞれの時期に合った適	世成 プッ 学校教育課
	切な食生活指導を行い、家庭での食育を進める力を高め	丁 汉秋月 杯
	ます。	

事業名	事業内容	主管課
	適切な食事の摂取を推進する食生活推進員の育成をし、	
食育推進のための	その地域組織である「熱海市健康づくり食生活推進協議	ゆきべんき
サポート体制の整備	会」の活動を支援し、市民による自主的・相互的な活動の	健康づくり課
	環境づくりをします。	
	子どもの頃から食育について考える習慣を身につけ、食の	
食育安全教室	安全に関する知識や食品を選択できる知識を養うための	学校教育課
	食育活動を推進します。	
青少年健全育成会	青少年褒賞活動、作文、標語の表彰などを通じて青少年	1 - \17- 24 33 = π
実践活動	健全育成の意識高揚を図ります。	生涯学習課
	熱海市子ども会育成指導者連絡協議会(市子連)では、	
インリーダー講習会の	市内小学校3年生~6年生を対象に課外活動、料理づく	# XE 24 33 =#
開催	り、クラフトなどの講習を通して単位子ども会のリーダー養成	生涯学習課
	を推進します。	
	青少年健全育成市民会議会員、補導員、小·中学校·高	
地域の青少年声掛け	等学校の関係者が参加し、各地域の青少年にあいさつな	生涯学習課
運動	ど声掛けを行うことで、青少年のコミュニケーションを促し、	土涯子自誅
	健やかな成長を支援します。	
	音楽学習の成果を発表し合い、音楽表現による感動を体	
市内小中学校	験することで、子どもの感性を育成する一助とします。互い	学校教育課
音楽発表会の開催	の指導成果を発表し合うことや、講師の指導を受けることで	子仪钗目硃
	音楽指導への研修を積む機会を設けます。	
	幼稚園から小学校への入学を円滑に進めたり、3歳から1	
幼稚園と小学校との	2歳までの子どもの成長過程を、幼稚園、小学校の教員が	学校教育課
連携強化	互いに見守ったりできるよう、幼稚園と小学校の連携をさら	于汉秋月砞
	に深めていきます。	

(6) 学校を中心とした地域子育て支援

有害チラシの撤廃などの環境浄化活動により、青少年への有害情報の流出を抑え、街頭補導によって少年非行を防止するなど、青少年の健全育成を図ります。

また、こうした活動を通して、地域の子育ての良好な環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	主管課
学校評議員制度の	各校に学校評議員を委嘱し、校長への意見具申を依頼し	
	ます。学校が地域や家庭との連携を強め、子どもたちの成	学校教育課
実施	長をより良く指導・支援していくための開かれた学校づくりを	子仪叙月珠
	推進します。	
幼稚園児の地域行事	各幼稚園の地域行事への積極的な参加により、地域との	学校教育課
参加	連携を図り、地域の子育て力の向上を目指します。	子仪叙月珠
	県委嘱立入調査員及び警察署、警察協助員、少年補導	
 立入調査の実施	員により、熱海駅などの繁華街のカラオケ店、書店、コンビ	化证学 羽==
立入調宜の美胞 	ニエンスストアなどで立入調査を実施し、青少年の健全な	生涯学習課
	育成を図り、良好な環境の整備を目指します。	
環境浄化活動の実施	有害図書類自動販売機、有害チラシなどを発見した場	生涯学習課
^{块块产} 11/1390天加	合、関係機関、団体と連携して撤去に取り組みます。	土庄子自硃
街頭補導の実施	教育委員会委嘱の補導員による街頭補導を実施し、少年	生涯学習課
日頃開等の夫施 	非行の未然防止に努めます。	土庄子自味
家庭教育支援事業	家庭教育支援員を養成し、家庭教育学級や入学説明会、	
	就学時健診等に出向き、保護者同士で子育ての悩み等を	生涯学習課
	話し合う機会の提供や、相談業務を実施し、誰もが安心し	土庄子自砞
	て子育てできるよう、保護者の支援に努めます。	

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

子ども・子育て新制度や多様な支援についての市民の理解を深めるとともに、計画の趣旨や基本理念、目標、取り組みなどについて、市全体へ周知し、子育て支援を必要とする人のみならず市民全体に十分な情報が提供されるよう、広報あたみ、熱海市ホームページなどを通じた広報・啓発活動を行います。

2 計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、社会福祉課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、自治会や企業などの地域組織と、適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育ち・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県 と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

3 進捗状況の評価・進捗把握

計画の推進にあたっては、社会福祉課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

また、子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

参考資料

熱海市子ども子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、熱海市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱 し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に招集される子ども・子育て会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集し、会長が選出されるまでその議長となる。

第二期 熱海市・子ども子育て支援事業 令和2年3月

発行 : 熱海市健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課

〒413-8550

熱海市中央町1番1号

電話: 0557-86-6350 FAX: 0557-86-6338